

午前10時 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 北出寧啓君、13番 稲留照雄君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第6号 泉南市農用地整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） 皆さんおはようございます。ただいま上程されました議案第6号、泉南市農用地整備基金条例の制定につきまして簡単に御説明を申し上げます。

本議案が農用地整備基金に関して必要な事項を条例で定めるため、提案をするものでございます。

条例を制定する必要性でございますが、緑資源公団が実施します泉州東部区域農用地総合整備事業による下村団地の区画整理事業が平成14年3月1日付にて完了したことによりまして、地元負担金を徴収し、泉州東部区域農用地総合整備事業がすべて完了するまで地元負担金を管理する必要があるために定めるものでございます。

内容といたしまして、第1条には設置、第2条で積立て、第3条では管理、第4条で運用益金の処理をして、第5条では繰替運用、第6条で処分を定めるものであります。

施行日は公布の日からでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 東君。

6番（東 重弘君） 1点だけお伺いいたします。

ただいま助役さんの方から、この事業は完了したという報告を受けました。この事業に関連して、たしかこの事業の中には兎田地区の共有地がございました。従前地が1368番地、1369番地、これは換地明細書をいただいたのを読んでいるんですが、それが換地に際し創設番地、同所2001番地に換地される、こういうことが書かれておまして、これに伴って換地清算金が58万円ついてくるというんですか、いただくと、こういうことになっております。

私は、ただいま事業が終了したというふうな話をお聞きしたんですが、この58万円について、これは財産処分であると、このように考えますから、自治法96条の議案なり169条の報告案件、この辺が出てくるのが当然、このように考えております。そして、まだこの議会には影もない。だから、9月議会かな、そのように考えておりますが、その辺を含めた進捗状況をお聞きしたい、このように思います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 下村地区の圃場整備に係る共有地の問題でございますが、御指摘のとおり兎田の2筆、177平米、これが換地後に2001番地として148平米換地されております。これに伴いまして土地が一部減ってございませぬけども、当然道もつき、土地の価格につきましては、それほど大差がないと。

ただ、現金による清算でございますので、確かに58万円清算に伴うお金が入ってございます。これにつきましては、兎田区と3月の時点でお話ししたわけですが、市の方に58万円お渡しますということで、市に既に雑入で13年度入金されてございます。だから、区の方と合意の上で58万円市の方に入金されたということで御理解いただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 杉田都市整備部参事。

都市整備部参事（杉田和繁君） ただいま御質問のありました換地の清算に関して財産処分じゃないかという御質問でございますけれども、先ほど部長の方から説明ありましたとおり、今回兎田の共有地の面積減につきましては、この土地につき

まして区画整理によって道路等の整備の恩恵を受けるといふことに対する一般の農地で言われず減歩等に対するものであるというふうを考えております。

また、生産地につきましても、換地では一般的に工事や道路評価等の誤差で地区全体に不均衡が生じた場合、金銭による清算を行うというふうになっておりまして、これは換地処分上の清算というものに当たりますので、土地の処分にはならないという形で一般的な換地の中では考えさしていただいております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 東君。

6番（東 重弘君） 雑入で入ってるし、財産処分じゃない、こういう御答弁ということで理解させていただきます。

ここに納税協会連合会が発行した「資産税取扱と申告の手引」、実はマイクの下に敷いてるこの本なんです、この本の第5章に、収用等の場合の課税の特例、このようなものがありまして、その第7節に、換地処分による土地等を譲渡した場合の課税の特例、租税特別措置法33の3ということに詳しく解説をされております。

議長の許可をいただきまして、この文を少し読みたいと思うんですが、よろしいですか。

議長（角谷英男君） はい、結構です。

6番（東 重弘君） ここに書かれてますのは、換地処分により譲渡した土地等については、譲渡がなかったものとみなす。さらに、土地とともに清算金を取得した場合、土地は先ほどと同じ譲渡にみなさない、ただし清算金は譲渡所得だ、ここにはっきり書いてます。そして、譲渡所得の算出方法、清算金から求める数式も書いてる。

ただいまの答弁は、譲渡所得でないと言われるんですから、私は根拠は、この税法はそうたがめている、このように言ってます。そうでないと言われる援用した法令並びに条文を明らかにしていただきたい。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 急に言われましたもんで、いわゆる税の関係でございますので、ちょっと調べたいと、このように思います。

議長（角谷英男君） 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前11時35分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの東議員の質疑に対し、理事者の答弁を求めます。楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 貴重な時間をいただきまして申しわけございません。御指摘の換地後の清算金に関する譲渡所得の件につきましてお答えいたします。

土地改良法第54条の2によると、換地は公告のあった翌日から従前の土地とみなされるものとされており、また同53条によると、換地において不均衡が生じると認められるときは、金銭により清算するとされてございます。

また、議員御指摘のとおり、従前地の評価と換地の評価差について所得とみなすとされており、土地改良法と税法での取り扱いに差が生じておりまして、今回の事案につきましては、地元の合意を得た上、泉南市名義として処理しており、清算金58万円につきましては、譲渡所得としてみなされないものと考えております。

また、今回の処分につきましては、土地改良法に基づく処分でございますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 東君。3回目です。

6番（東 重弘君） 今の答弁をお聞きしますと、明らかに税法と土地改良法が合致しないんだと、こういう御答弁でした。結果的には私が質問した法令、条文を明らかにしてほしいと。何ら明らかになってないんですが、換地についての御説明であって、清算金である譲渡という扱いについては、私は納得しかねるなと。

1つお聞きしたいことは、この地番はこの議案の中に、基金に積み立てされてるのかどうか。それが1点。

それと、税法と明らかに違う。泉南市であるから譲渡ではないんだと、非課税だから譲渡でないんだと、この辺の御答弁を踏まえまして、この件について監査委員さんの御意見も賜りたいと、このように思います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、1点目の基金に積み立てされてるんじゃないかということでございますけども、基金に積み立てしてございません。

それと、税と違うということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、あくまでも地元合意の上、泉南市名義として処理したものでございまして、いわゆる公共団体として税の対象にならないということで、そういうふうを考えております。

議長（角谷英男君） 東議員に申し上げますが、今監査委員の答弁を求められましたが、本質疑に監査委員の答弁は必要ないという判断をいたします。

ほかに質疑ございませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） まだ問題が明確になっていないように思いますが、ちょっと控えておったんですが、御指名をいただきましたので、やらさせていただきます。

この提案理由のところなんですけど、ちょっと私よくわからないんですね。いわゆる完了したと。だから、地元負担金に積み立てるんだという、ここは非常に中抜き短絡ではないかなというように思うんですが、当然完了すれば、そこで通常は支払い義務が生じて、地元負担金というのは工事費や事業費に繰り出されている、支払われているということで、支払いの関係が発生すれば、当然お金はなくなるわけですから、なぜ負担金に積み立てるのかなと。完了してるわけやから、この辺のあやちがどうしても、読めば読むほどわからないんですよ。それが1点です。

それと、もう既に面整備はこうやって完了しているわけですが、あと基幹農道の部分ですね。このことについては、もう既に事業が始まっているんですが、泉南市の支払い義務が生じるのは17年以降と、当初から言われてるようにそういうふうに承っていいのかどうか。

それから、あの当時、平成12年当初ぐらいに大体これぐらいの試算だということで、基幹農道の地元負担が6億8,500万ほど出てるんですが、これは今もう既に事業が始まっているわけですが、

土地の売買も緑公団に泉南市の共有山を売却するということで、既に売り買いなんかも出てきているわけですが、そういう点では、あの時点からもう2年経過しておりまして、土地の評価額等はかなり下がってきている。その辺で今一番直近で試算されている額ですね、どの程度の額になっているのか。

私、いただいている資料は12年の資料なんで6億8,500万と。あれから2年経過するわけですから、その間、商業地なんかでは毎年10%前後この泉南市でも土地が下落している、こういうことがあるわけですが、その辺お上に近いところがやる、公団がやることだから安心をしてその辺は物を言わないと、こういうことなのかどうか。余り物を言わないと、ああやって勝手に登記もされるわけですから、泉南市の約束を破って登記もされるわけですから、やっぱりしっかりとすべきところは物言ってもらわないと、6億8,500万、これは市民の血税が補助金もなしの全部市の持ち出しになっていくわけですから、聞かしてもらったところによれば、17年からこれだけの額が市の単費で毎年出ていくと、こういうことになっていくわけですから、これは大変なことになるんだろうなというふうに思います。そういうことで、その辺のところについてもお示しをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 1点目の今回御提案申し上げますいわゆる基金条例によって積み立てるということで、額については地元負担金、受益者負担1,180万円になってございます。この基金につきましては、緑資源公団が現在やっておりますいわゆる基幹農道も含めまして、すべて完了した時点で15年間の均等償還ということで予定されてます。だから、事業が終わるのは現在のところ平成17年度と聞いておりますが、今国の方で再評価しております関係上、若干年度がずれるんじゃないかと、場合によっては19年度ぐらいになるんじゃないかと。まだこれは結果が出ておりませんので、今のところは17年度という御理解でいいかと思います。

それと、当然市の支払いも地元の受益者負担と

合わせて事業完了後15年間で償還していくということになりますので、よろしくをお願いします。

それと、市の償還金にかかわる事業費に関する件ですけれども、これにつきましては、御指摘のとおり6億8,500万円でございます。これを事業完了後償還金として7,045万3,000円の1年間の償還金額と予定されております。7,045万3,000円、これを15年間で償還していくと。この分には当然今回御提案申し上げてます基金の受益者負担1,180万も入れての話でございますので、よろしくをお願いします。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 提案理由、よくわかって提案しておられるんだろうというふうに思うんですが、我々議会の方はそうはならないので、実際事業が完了すればそれでもう支払いが発生すると、こういうふうに普通とりますよね。だから、そういうお金はもうなくなってしまってるんだと。だから、むしろ完了したが支払いの発生が後年度になるため、それまでの間、地元負担金を管理するためとか、そういう言葉がちょっと入っておりますと、もう別に質問することないわけですよ。そういうことでしょうか。後年度でしょう、支払いはね。普通は、通常考えればその逆ですよ。

それと、もう一つ、楠本部長に答弁が抜けておりますので再度お伺いしますが、これはもう2回目結構です。いわゆる評価ですよ。この6億8,500万というのは、あくまでも12年度に積算した予測値ですよ、予測額ですよ。だから、具体的に7,000万何がしか毎年、17年度から19年度に落ち込むかわからないと、繰り下げられるかわからないというふうに言われたけれども、7,000万何がしの支払いが生じると。この辺の厳密な評価は公団任せなのか、市もしっかり物を言って、きちりと実際の支払い額で支払われるのか、その辺の取り決めなり支払い方法なり、積算方法なりはどういうふうになっているのかと。この辺ちょっとお聞かせいただけますか、ちょっと抜けてたように思いますので。

議長(角谷英男君) 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) まず、平成12年度に試算いたしました6億8,500万円、これが

今どうなっておるのかということでございますが、現在国の方で再評価しておりまして、当然事業費の見直しも入っております。だから、8月末ぐらいにきちとした評価後の事業費が出るんじゃないかと、こういうように考えております。ただ、それほど12年の試算とは大きく変わらないのではないかと、こういうように予想しております。

それと、もう1点、公団任せではないかということでございますが、この事業につきましては、負担割合がもう初めから決まっております、農業用道路、基幹農道でございますが、これにつきましては、国が3分の2、公団ですね。大阪府が6分の1、泉南市が6分の1、この負担割合でもってやっておりますので、これは変わりございません。

それと圃場整備の区画整理、既に下村地区はやりましたけれども、この負担割合が国が4.5%、大阪府が27.5%、泉南市が17.5%、それと受益者負担、地元負担が10%と、この負担割合は変わりがございませんので、その点よろしくをお願いします。

議長(角谷英男君) 和気君。3回目です。

19番(和気 豊君) そんな負担割合を私聞いたんではなくて、土地の購入等もこの中には含まれるわけでしょう。これだけ長い、泉南市域だけでも5.3キロにわたる長い区間ですから、いわゆるのり下から入れると5.7メートルの幅員でしょう。それだけの土地を買収するわけですから、大変な買収額になるわけですよ。泉南市の持ち出しだけでも6億8,500万になると。その辺の評価がきちりとやられるかやられないかでやっぱり大きく上下違ってくるんじゃないか。その辺でしっかりと直近の評価額、その都度評価が、むしろ土地は下落しているわけですから、安く買えるわけですから、それだけ事業費も安くなる。それに対して支払いをすると。これは市の持ち出しが少なくなるわけです。ひいては市民の血税がカバーされていくわけですから、そういうことでお上任せではなくて、市としてその都度きちりと物を言っていく。実態に見合っちゃんと話をしてくと、こういうことが大事ではないかと、こういうふう言ってるわけで、これは異論ないという

ふうに思いますので、そういうことでお願いをしたいということで要望だけに変えておきます。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議案第6号は、否決されました。

1時まで休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時 1分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第9号 泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました議案第9号、泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

乳幼児の保健の向上に資するため、前期乳幼児に係る医療費助成制度の対象となる者の年齢を引き上げて当該制度の拡充をするに当たり、所要の措置を講ずる必要から本条例を提案するものでございます。

議案書149ページをお開き願います。泉南市

乳幼児医療費の助成に関する条例第2条第2号及び3号中、「2歳」を「3歳」に改めるものでございます。内容につきましては、現在市制度として0歳児、1歳児を対象に通院、入院に係る医療費について所得制限を設けずに助成を行っておりますが、今回この対象について2歳児まで引き上げるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 井原君。

1番（井原正太郎君） 乳幼児医療の助成に関する条例の一部を変更する件でありますけども、これは本議会でも何回か要望もあったし、それから質問もあった内容であるというふうに理解しております。やっとういって形で実際本市でもその事業を拡大してやるというふうに理解をしておるんですけども、この議会で私はもっと大幅な拡充もしていこうよというふうな要請もあったのも覚えております。そういった意味で、今回は1歳ということなんですけども、1つは、他市との比較において、本市がどれぐらいの位置づけとなったのかということが1点、これを教えていただきたいと思います。

それから、10月1日をもって施行するというふうな内容でありますけれども、これに関する補正の額というのは798万でしたが、こういった形で補正が上げられておりますけども、これはこの前の説明によりますと、5カ月分の補正ですというふうに賜っておるんですけども、これは6カ月じゃないのかなというふうに思ったりもしております。その点をもう1回示していただきたいというふうに思います。

それから、単に泉南市がこういう思い切った施策に踏み切ったというふうな内容もさることながら、この背景には大阪府がやはり府の1つの事業として、この乳幼児医療に関して一定の拡充策があったというふうに理解しておるんですけども、その背景も教えていただきたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 井原議員の御質問に御答弁申し上げます。

まず、他市との比較でございますが、府下44市町村のうち、0、1歳児だけを対象にしておりましたところが泉南市を含む10市町村という形でございます。そして、3歳未満児、0歳から2歳、今回引き上げようとしております関係でございますが、これにつきましては、23市町村という形でございます。

それと、補正の790万については5カ月分ではないか、本来6カ月分の補正を上げるのではないのかという質問だと思いますが、これにつきましては、3月分の関係は翌年の方に回りますので、5カ月分という形でございます。

そして、大阪府の補助の拡充ということでございますが、大阪府につきましては、入院につきましては就学前まで補助をやっておるわけでございますが、通院につきましては13年度につきましては0歳児を補助対象としたと。そして、14年度からにつきましては、1歳引き上げまして、1歳児も対象にするという改正がございます。補助率は府の分について10分の5、2分の1ということでございます。今のところ府の通院料の補助対象というのは、現在0、1歳児を対象にしておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） こうやって子育てがしやすい環境に整備されていくということは、非常に喜ばしいことでありますけれども、何分本議会でもありましたように、これはやはり財政がどうであるかというふうなことも非常に大きなファクターとなるというふうなことからしても、この財政確保がやっぱり今後も大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

就学前まですべてできればなおいいんでしょうけども、改めて確認をしたいんですが、この1歳を上げることによりまして、その財政負担ですね。今補正の話があったんですけども、これは純粋に12カ月分掛ければいいんでしょうけども、この辺の確認をもう1回したいんです。1歳上げることによって泉南市が負担する予算措置、どれぐ

らいの規模になるんかということが1点です。

それから、今の答弁でもありましたように、大阪府下で3歳児未満をこのような形で応援していくというふうなことは23市に上るんだと。将来的にもっともっと拡充し、整備をしていくというふうな市民ニーズもあろうかと思うんですけども、今やった、やろうとしとるときで、次のことを言うのはいかがかと思うんですけども、こちら辺の方向性がもしあれば示していただきたいと思いません。

以上2点、よろしくをお願いします。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、1点目の1歳引き上げることによりまして財政負担ということでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、府の方につきましては、2歳児を対象にしておらないということでございますので、全額市の負担ということになります。したがって、5カ月分で790万、ざっと800万ということでございますので、年間に直しますと1,900万が市の持ち出しということでございます。以前に、前々から1歳児上げることによって3,000万近く費用がかかるということを答弁させていただいておったわけでございますが、本人負担の割合が3割から2割に改正されておるといことがありまして、1,900万程度ということになります。

それと、今後の市の考え方でございますが、これにつきましては、やはり1歳児引き上げることによって1,900万程度の費用がかかるということで、かなりの財政負担ということもございまして、府の今後の補助の動向、それに市の財政とを見きわめた上、今後拡充に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

〔井原正太郎君「以上です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 前田君。

5番（前田千代子君） 井原議員と重なるところがあるかもしれませんが、これは大阪府的にはこれからどのような対策というか、毎年1歳ずつ補助金を出すとか、そういうことは聞いておられないのでしょうかということと、10月から1歳引

き上げていただくということで、これは若いお母さん方を対象に新婦人の会が乳幼児の医療費の無料化の就学前までを求め、そういう署名を2,000人余りとりまして、それが反映された結果だと思っておりますが、今の大阪さんのお答えにもあったのですが、具体的に市の方針としまして、何かそういう補助金のような具体的な数があれば教えていただきたいと思っております。市長のお考えもお聞かせ願いたいと思っております。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 前田議員の御質問に御答弁申し上げます。

まずは1点目の大阪府の補助金の動向ということですが、これにつきましては、先ほども井原議員に御答弁申し上げましたとおり、通院の分ですが、13年度から0歳児を対象、そして14年度から1歳児も対象にするということで、この分につきましては、あくまでも所得制限つきということでございます。

今後の府の動向でございますが、現時点ではそれ以上のことは私どもの方も聞いてはございません。今後、府の動向等も注視してまいりたいと、このように考えております。

それから、もう1点の10月から1歳児を引き上げるということで、市の今後の方針でございますが、これにつきましても、先ほども申し上げましたとおり府の補助金の動向、それに市の財政状況等も十分精査、今後注視しながら拡充に努めてまいりたいと、今後検討してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、この施策は先ほど言われました団体からの要望にこたえたということではございませんで、市の主体性で施策を推進しておるわけでございます。

それと、特にこれから年齢を上げていくなれば大変な負担にもなりますので、私ども大阪府市長会としましては、大阪府に対しまして、この14年から1歳児ということにもなったんですが、0、1歳児というのはもっと引き上げてほしいという要望をいたしておりまして、やはりそういう

バックアップがないとなかなか単独ですっと上げていくというのは非常に難しいんじゃないかなというふうには考えておりますので、特にそういう大阪府さんの方のスクラップ・アンド・ビルドのビルドの方でできるだけ年齢を上げていただきたいと、こういう要望をいたしているところでございます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） もう1点お聞きしたいんですが、今0歳から2歳までの対象人数はどれぐらいでしょうか。年齢ごとにお示し願いたいと思っております。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 各歳児の対象数ということですが、大体800人前後、毎年大体そのぐらいの程度でございます。

以上でございます。

〔前田千代子君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 13年度までは0歳、1歳やってこられたんですが、その辺で市の持ち出しはどの程度あったのかですね。それを14年度は0、1は大阪府が所得制限つきではあるけれども面倒を見てくれるということですね。だから、12年度まで0、1を独自でやってあったときの持ち出しと、それから今後1,900万要ると。その辺の差、あやちをお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 府からの補助金でございますけれども、入院で大体年間700万ぐらいの補助をいただいております、今まで。それで、12年度につきましては約1,000万の0歳児の補助金ございましたので、大体1歳当たり1,000万の補助金があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 14年度ですね、これは1歳ふえるわけですから、0、1になるわけですね。これで大体どれぐらいの収入見込みになるのでしょうか。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 14年度については、この対象の2歳児につきましては補助対象でございませんので、全額市の持ち出しでございます。

議長（角谷英男君） 和気君、3回目です。

19番（和気 豊君） ちょっとよう聞いてくださいよ。14年度は年齢が0、1になるわけでしょう。12年度は0歳だけね。ところが、1歳ふえるわけですから、その辺で大阪府の持ち出しはどうなるのかと、こういうことを聞いたわけですから、そんな対象にやってない、そんな額まで言えなんて言うてへんがな。やるわけやから、その持ち出しは幾らになるのか、こういうふうに聞いているわけやから、ちょっと議長、ちゃんと答えさしてくださいよ、同じこと言うてるわけやから。

それと、1,900万持ち出しなんだけれども、結局2歳やることによって大阪府からほんとに1,900万以上のお金が入ってくるというふうに思うんですが、先ほど0歳だけで1,000万というふうに言われたわけですから、今度年齢もちょっとふえてますし、その点で両方合わせれば1,900万以上のお金が入ってくると、こういうふうに思うんですが、結局市はその額と差し引きしますと、むしろ持ち出し減になる。3歳未満児、いわゆる2歳児を実施してもそうはならないのかどうか。

さすれば、やっぱり余った財源は極力他市、23市がやっているわけですから、多数派ですから、それに倣って市も将来の方向としては、もう1歳児を検討していくと。大阪府も徐々にやっていくというふうな方向は知事答弁であるわけですから、それとのならみ合わせは必要だろうとは思いますが、むしろ持ち出し減になっているということであれば、その費用は歳児の引き上げに充てるべきではないかと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 大阪府の補助金につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、0歳児で約1,000万、1歳児で約1,000万ということで2,000万になってお

ります。ですから、この2,000万がふえたので、今度1歳児上げるとに約1,900万要りますので、差し引き大体とんとんかなと考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。

21番（真砂 満君） 簡単に聞かしていただきたいと思うんですが、この制度は向井市長が3期目の1つの公約を果たすという色合いが濃い施策やなというふうに思ってます。

それはそれでいいんですが、これを検討するときに、今質疑の中でも明らかになってますように、府の方は所得制限をされておる、市は従前どおり所得制限をなしでこの施策を拡充をするということなんですが、仮にこれを所得制限をした場合に、言われてますように年齢の引き上げも拡充できる可能性が秘められてるわけですよ。そこらについてどのような、この施策を検討するときに、所得制限の有無について検討されたのか、そこらについてお答えをいただきたい。

もし仮に府と同様に所得制限をした場合に、泉南市としてどんな効果があらわれるということを検討されたのか、お示しをしていただきたいのと、あわせて市長、これは財政との兼ね合いでやっぱり考えていかないかんわけですね。当然、就学前まで対象を拡充してほしいという気持ちは十分わかりますし、親の立場としてもそのとおりだというふうに思うんですが、何でもかんでもということにはやっぱりならないわけですよ。やっぱり市の財政と市長が今答弁されましたように、市長会を中心として府の補助も含めてあわせながらしていくという課題もあるというふうに思ってます。そこらについて、市が所得制限なしで財政のことも考えながらできるのであれば、それはそれでいいんですが、私としては所得制限を設ける中で拡充すべき方策があれば、そっちの方がほんとは正しいのではないかなという意見を持ってるわけなんです。そこらで検討された内容についてお示しをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 府の制度、0、1歳なんですけれども、この場合に所得



制限というのは、先生言われるように確かにございます。これと所得制限なかった場合との比較ですけれども、概算ですけれども、よくいっても数百万ではないかなということで、事務の手續その他を検討いたしまして、そんなに負担にはならないと。全額負担してもトータル的にはそんなに負担にはならないというような考え方で、我々は所得制限を設けずにということで検討いたしました、それが一番の理由でございます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回、大阪府の方で出てきたというのは、もともと老人医療の助成費を一方ではカットされたわけですね、我々としては。その見返りではないんでしょうけども、ビルドの部分でこの0歳が13年度、1歳が14年度というふうになってきたんですけども、本来ですとやっぱりもっと上までこういう事業が適用される方がいいというのは、もうそのとおりでございます。

ただ、単独でやるというのはなかなかしんどいもんですから、大阪府なりの助成なりそういうもんがあって、年齢を段階的に上げていくというのが一番いいということで市長会からも要望いたしております。

今、所得制限の話も出しましたが、全国的にはいろんなケース、そういう所得制限を設けてるところとか、あるいは一定の負担、例えばわかりやすく言うと1,000円か2,000円は払ってもらいますよと、上回った分は市で持ちますよとか、いろんな形のところがあるように見受けられます。今後、もし引き上げていくということになれば、一律無制限というわけにもなかなかいかんのかなというふうに思いますので、そういう事例も研究しながら、あるいは府の助成の動向も勘案しながら今後の検討課題とさせていただきますというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 本当のところよくわかりませんので、議場ではやめときますが、今課長の答弁の中で、数百万円の差しかないということなんでしょけども、数百万でも1の位から9の位までありまして、どの程度なんか、いまいちちょっとよくわからなかったんですが、要は私が所得

制限の必要性があるというのは、本来でしたら制限なしでというのは、そら受ける側としたらこれほどありがたいことはないんですが、どうなんでしょ、もうほんとに困っている世帯層と比較的余裕のある世帯層、そこを同一に考えること自身にやっぱり私は問題があるんじゃないのかなというふうに思うんです。やはり必要とこに必要な施策というのが私は基本だというふうに思いますので、そのことによって、そういう制限を設けることによって、冒頭にも言いましたように、対象拡充ができるのであれば、そういった方策を考えるべきではないのかなというふうに思います。

今、市長の方からも府との関係とかの御説明もいただきましたので、今後引き続いて御努力をいただきますことをお願いして、質問を終わります。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第10号 泉南市立人権ふれあいセンター条例の制定についてを議題いたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました議案第10号、泉南市立人権ふれあいセンター条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成13年度末の失効を受けまして、同和行政が特別対策から一般対策へ移行することに伴い、名称を改正するとともに所要の改正を行う必要がある

ため、本条例を提案するものでございます。

議案書の153ページをお開き願います。まず、泉南市立鳴滝解放会館条例の全部を改正するというところでございます。

第1条及び第2条につきましては、名称を改称し、目的について定めるものでございます。第3条につきましては、行うべき事業の内容を、第4条から第7条までにつきましては、使用関係について規定したものでございます。第8条から第11条までにつきましては、運営審議会について規定したものでございます。第12条及び13条につきましては、職員及び委任に関してでございます。

附則につきましては、公布日、経過措置及び本条例の制定に伴う一部改正条例でございます。

なお、議案書156ページ中におきまして、施設の名称の改正に伴う泉南市事務分掌条例の一部改正が記載漏れとなっておりましたので、別紙の正誤表により対応させていただいております。本来は議案書中において搭載すべきでありましたところ、このような形で修正をいたしますことに対しまして、深くおわびを申し上げたいと思います。よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 成田君。

18番（成田政彦君） 解放会館の名前が人権ふれあいセンターという名前に改称されるんですけど、1つは、泉南市の条例、施設の中に同和を冠した施設そのものはもうこれでなくなったのか。条例でもそうですよ。これが第1の質問。

2つ目の質問は、運営審議会のやることの中身で、第8条、センターの運営に関する重要事項を調査審議、この重要な事項を調査審議するのはどういうことを調査するのか、お伺いしたいと思います。

それから、第9条、審議会のメンバーの件があるんですけど、9条の2の、地域住民の代表者となつとるんですけど、具体的に地域住民とはど

ういう人たちを指すのか、お伺いしたいと思います。

4つ目、現鳴滝解放会館には部落解放同盟鳴滝支部の事務所が置かれておるんですけど、この人権ふれあいセンターと名称を変えた際、この部落解放同盟鳴滝支部の事務所はそのまま貸すのか。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、1点目のこの条例以降、同和問題に関する条例の事項がないのかということですが、当然過渡期でございますので、我々いたしましては本条例の件と同和对策事業という部分は、まだ今年度予算的な部分、そういう部分につきましては、まだ過渡期でございますので、この14年度かけて15年度からそういう文面はすべてなくなるということは、前回も御答弁させていただきましたが、そういうことになって進んでいるということで御理解を賜りたいということが1点でございます。

次に、2点目でございますが、これにつきましては、当然この事業につきましては、事業目的に書いておりますように、この4点につきまして当然そのセンターが担うということでございます。

それはなぜかといいますと、この条例の部分でこのふれあいセンター条例というのは、厚生省の通達等もございまして、1つは「今後の運営について」という通達が参っております。これは平成9年の9月9日に厚生省から発せられたものでございまして、目的の中にこのように書かれております。

隣保館は社会福祉事業法に基づき、基本的人権の精神及び同和对策審議会の答申の趣旨にかんがみ、歴史的、社会的理由により、または生活環境等の安全向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして生活、各種相談事業を初め、社会福祉等に関する総合的な事業を国及び地方公共団体云々と、こういうようになっておりますので、こういう目的に沿って事業を展開してまいりたいと、このように考えております。

次に、委員はという9条でございますが、これ

につきましては、地域住民の代表と言われるのは、当然その地域の区長さん及び消防の代表、それとかいろいろ区民の代表の方がいらっしゃいます。そういう部分につきまして今後検討してまいりたい、こういうように考えております。

現在の鳴滝解放会館でございますが、当然さきの議会でも御答弁さしていただきましたように、我々といたしましては、解放会館内におきまして部落解放同盟鳴滝支部の事務所という部分がありますが、我々は人権協会にその部署を依頼を受けてお貸しをしているという形で、光熱水費等につきましてもすべて月々いただいておりますし、この部分の問題につきましては、現在そのような形で進ましていただきたいというように考えております。

以上です。

副議長（東 重弘君） 成田君。

18番（成田政彦君） それでは、部落解放同盟鳴滝支部が借りとする理由というのは、人権協会を通じて借りると言われたんですけど、この隣保館は泉南市立であり、公的施設であります。人権協会といえども、例えばセンターは次の事業を行うということで、1、2、3、4と明確に事業目的 事業を行うと書いてあるんです、次の事業……。だから、部落解放同盟がここの事務所を構えるには、このセンターの事業、4つの項目に当てはまるのかどうか。部落解放同盟の規約がありますわね。その規約は皆さん読んでられると思うんです、運動団体としての性格を。公的施設に特定の団体がこの第3条の4つの観点になじむのかどうか、まずその点をお伺いしたいと思います。そういう点で、市としてなぜ、理由をちゃんと示してほしいですわな、ちゃんと。

それから、先ほどセンターの調査ということで、私はセンターの運営に関する重要事項とは何かということで、なぜ調査というのが載るとか聞いた。そのことにはお答えなさらなかったんですけど、この調査項目が載ってるのは、泉南市のいわゆる条例、例えば泉南市民館条例を見ても、いわゆる審議会が何をやるかということについて調査、項目ということは、ほかの公民館条例とかそういうのは一切載っておりません。

だから、この館に関して調査項目、具体的に何をやるんやと。具体的にそのことをお示しいたきたいということでしたんです。これは答弁になっておりません。具体的に何を調査されるのか、審議会委員が。そのことを具体的にお伺いしたいと思います。

その2点、もう一度お伺いします。

副議長（東 重弘君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、事業目的につきましての人権問題に関する啓発及び調査に関する件という部分での御質問と解釈いたします。

この件につきましては、調査といえますのは、地域住民のニーズにこたえたいろいろな問題点の披瀝がございます。その部分について調査をするというのが1点。

それと、今後人権問題をどのように構築していくかという幅広い問題点をとらまえての調査研修を行いたい、これが目的でございます。

次に、部落解放同盟の件でございますが、前日もこの席上でお答えいたしておりますように、当然我々としては人権協会、旧泉南市同和事業促進協議会ということで使用させているものでございまして、これにつきましても当然人権問題についてのいろいろな問題点を列記してもらおうというんですか、それを集約していただくという形で借入を認めているものでございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 成田君。3回目です。

18番（成田政彦君） そんなん全然答弁になってないでせ。市の主体性、人権協会。人権協会は市が補助金を出しとする団体ですわ。市の主体性が私言うたでしょう。部落解放同盟鳴滝支部が第3条、センターは次の事業を行う。生活改善相談及び指導に関すること、人権問題に関する啓発及び調査研究に関すること、市民交流の促進に関すること、その他市長が認める事業と。明らかに事業を設定していったらいいですよ、これ。部落解放同盟がこの公的施設 隣保館で公的施設ですよ。僕、人権の問題、昭和26年における部落差別の問題と今日における部落差別の問題を考えると、かなり飛躍的に解決されとるし、物事は解決の方向に向かっているんで、昭和26年の社

会福祉法、そのものには僕はちょっと疑問を、隣保事業に非常に疑問を持つ立場ですけど、それは別として、このセンターの事業を行うということを入権協会が したら入権協会に言いなさいよ。部落解放同盟、運動団体があの公的施設を借りることが 貸してほしいと、1日借りる、そういう問題ではなしに、ずうっとあそこを借りるとということが問題にあると言っとるんですよ。

運動団体は別に借りますわ、集会やらで。そんなことは別に問題ないですわ。ずうっとあそこを借りるとる根拠は何かと。この事業の名称に照らしてどうかと。もう既に事業も終結に、国も終結に向かっておると。運動団体は自主的にやったらいいですわ、自分で事務所持って。当たり前のことですわ。公的施設を事務所に貸しとる根拠はどこにあるかというんや。入権協会、そんな全然根拠ありませんで、そんなのは、はっきり言うて。入権協会が又貸ししとるだけや。そんなん根拠ありませんわな。そんな団体どこにあります、運動団体が。それも特定の団体ですよ。どこにありますか、そんなん、公的施設を貸すのは。例えば信達公民館を特定の運動団体に貸しますか、そんなの。絶対許可出ませんよ、そんなことは。それがおかしいと言っとるねん。

事業がもう3月31日に終わつたと。運動団体はいろんな考えがありますから、そらやったらよろしいでしょう。しかし、市としては事業の終結に当たって、もうそういう運動団体に貸すのはおかしいん違いますか。普通考えてもこんなんおかしいでっせ、常識として。それよりか部落解放同盟が何か事業をしとるなら別でっせ。違うでしょう、そんなこと。その点どうですか。事業なんかしてないでしょう。

副議長（東 重弘君） 大浦入権推進部長。

入権推進部長（大浦敏紀君） 先ほども御答弁いたしましたように、我々としては入権協会からの使用目的、使用に対しまして、解放会館といたしまして合致するということで許可を与えているものでございます。ですので、その部分につきましては、今後入権協会と行政と十分に協議をしてどのようにするかということについて検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（東 重弘君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 地対財特法が5年間延期をされまして、最終、法的には法が失効したと、こういうことに伴って一般対策を実施していく。その中の位置づけだと、こういうことですね。

それで、総務省は特別対策を終了し、法終了後の同和地区のニーズには他の地域と同様に所要の一般対策を講ずると。同和対策事業のニーズを一般対策の中で処理をしていくんだと。そういうことを前提にして、一般対策とは同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の施策のこと、こういうふうにあるんですね。だから、同和地区、同和関係者に対象を限定しない、広く一般に合意が得られるような政策なんだと、こういうことになっているわけですね。

それと、言うまでもなく行政は主体性を重んじながら公正に施策の遂行に当たると。これは地方自治法の大原則だというふうに思いますが、その2つに照らして、私は若干条項をお示しをしてお聞きをしたいというふうに思うんですが、第2条に、地域住民及びその周辺地域の 地域住民と。この地域の住民の皆さんを指しているというふうに思いますが、それとさらに先ほども成田議員からありましたように、審議会の構成ですね。地域住民の代表者と、こういうことで地域住民ということになっているわけですね。地域に限定をした施策と、こういうふうにとれるような文言が存在すると。

これは広くあまねく全市民的にと、同和地区、同和関係者に限定をしない施策と、こういう一般対策の基本的なあり方、これは私が言ってるのではなくて、総務省の地域改善対策室が一般対策の定義をこういうふうに言っているわけですが、その点どうなのか。ましてや入権協会と名前は変わりましたがけれども、同和、入権に関する啓発活動なんかを行うと、こういうことが明確になっている、従来いわゆる市同促と呼ばれた入権協会ですね、これに貸す。さらに、運動団体に長期にわたって貸し付けると。こういうことはやはりこの関係法令が失効したその中で続けていく施策としてはどうなのか、こういうふう思うんですが、そ

の点御答弁をお願いしたいというふうに思います。  
副議長（東 重弘君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、この解放会館の現在までの位置づけ等について、議員も御存じのとおりということは、おわかりのとおりだと考えております。しかし、直ちにこの問題についてどうする、こうするというは、時期尚早だという考えを持っております。

といいますのは、この解放会館というのは、社会福祉事業法とそれに伴います同和対策特別措置法よっての建設という位置づけで現在までまいりました。その部分につきまして、さきに成田議員にも御説明いたしました。厚生省通達という部分の中で、隣保館運営要綱という形で我々の方に通達が参っております。

その中で、厚生省の部分でございますが、隣保館設置運営要綱というものが平成9年9月9日付で参りました。それまでは地域改善対策、地域における隣保館運営要綱という部分で、これにつきましては、当然部落解放の問題点を指摘をされておりますが、今度平成9年の9月に出されました隣保館運営要綱の中にもきちっと人権、同和問題に関する理解を深めるための諸活動の拠点なり、地域住民の社会の福祉、経済的、文化的改善を図るとともに、人権問題の速やかな解消云々という形で目的もきちっとされております。その部分で我々といたしましては、この人権条例を改定する問題と補助金、府同更等もございまして、当然人権ふれあいセンター条例には違反しないというように考えておるところでございます。

また、さきの運動団体に貸している部分でございますが、我々といたしましては、泉南市人権協会からの要望によりましてお貸ししているということでございますので、その点につきましては御理解を賜りたいということでございます。

今後につきましては、さきにも御説明させていただきまして、検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（東 重弘君） 和気君。

19番（和気 豊君） 厚生省の通達をお出しになって物を言われるわけですが、これは平成9年

9月9日、いわゆる知財特法が事実上14年の3月31日をもって失効すると。この4年も前のことですね。一般対策として今回はこの事業をやられるということになれば、同和地区を限定するのはいかがかと、こういうふうに言っているわけですよ。

やっぱり新しくできた法律なり、あるいは規定なり、あるいは政府の明確な総務省の考え方なり、これを前提にして、いわゆる失効に伴うというふうにここに提案理由を書いておられるわけですから、13年度末の失効を受けて一般対策としてやっていくんだと、こういうふうに提案理由を限定してきっちり物を言っておられる限り、一般対策になじむような、地域を限定しない一般対策としてのあり方というのが本来のあるべき姿ではないかと。

ところが、ここには地域を限定した施策なり事業、あるいはその運営委員会のメンバーの選出規定、それなんかもそういうことになっていると。これは一般対策に移行すると、こういうことになじまないのではないかと。

今後、この辺の矛盾については、鋭意一般対策になじむように検討を加え、改善していくんだと、こういうことであれば、それは了としたいというふうに思うんですが、過渡的な措置ということで、この条例の変更を含めた、地域を限定したととらえるような文言の改正も含めて検討の俎上に乗していくんだと、こういうことなのかどうか、もう一度確認をしたいというふうに思います。

副議長（東 重弘君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 先ほどから申しております隣保館事業、これは一般対策でございます。当然、この一般対策で我々はやっていくということでございますから、隣保館事業というのはイコール特別対策ではございません。隣保館事業というのは、隣保館運営要綱の中に定められている状況の中で我々はやっていくと。ですので、府につきましても2分の1の補助を一般対策事業として受けているということで補助事業の対象になっている地域でございます。当然、我々としてはその条例に基づくなり、その要綱に基づいて進めてまいりたいと、このように考えております。

それと、もう1つにつきましては、当然先ほども答えましたように、その問題については我々も人権協会と十分に今後協議を進めていくというスタンスで臨んでいきたいというように考えております。

以上です。

副議長（東 重弘君） 和気君。

19番（和気 豊君） 隣保館事業の中に特別対策を受けたような条項、文言、同和対策事業というふうに限定をされている。そんなことはあり得ないことでしょう。一般対策としての法ですからね。だから、いわゆる隣保館事業は一般対策だと。今回もこの事業は一般対策としてやっていかれるんだ。それならば広く、特に人権啓発なんていうのは、市の言い分では一般地域の中にあるいわゆる差別意識、これはまだ啓発を要するんだ、啓発活動の中で対応していかなければならないんだ、人心の中に踏み込んで、内心に踏み込んででもこれはやっていかなあかんような、そういうふうな立場に立っておられるわけです。

我々はこれには反対ですが、そうすればこれは一般対策として大いに市の言い分からすればやっていかないかん。地域を何ら限定することはないし、一般対策の移行の中でも地域を限定するということは受け入れられない、こういうふうに思うんですよ。

この点で市長、あとの大浦人推部長が言われた一般対策の中で考えていくと。そういう方向でいわゆる人権協の問題も、そして人権協から、言葉は悪いですが、又貸しのようにしているこの部落解放同盟の長期貸与、これについては検討していけますか。一般施策の中で位置づけでいくと、対策の中で位置づけでいくという立場で検討されていきますか。一般対策、私、先ほど読み上げました。総務庁改善対策室のその位置づけ、これからいってもなじまないというふうに思うんですが、最後に市長の御答弁、後段の部分だけでお答えをいただきたい。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般対策に移行していくということが基本でございますから、この条例も前の条例から全面改正という形でやってるわけでござ

いまして、その中にもすべての人権が尊重される社会の実現というふうになっておりますし、市民交流の促進というのもうたっておるわけでございますから、これからこの人権ふれあいセンターの果たす役割というのは非常に大きいと、このように思っております。

〔和気 豊君「いやいや違う、違う。そんな聞いてないこと答えたらあかんがな。後段の部分と言うてるがな。貸してる部分についての発言をしてる。改善の方向で考えるのかと言うてる」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 長い歴史のある話でございますから、やはりそれらの経過措置も含めて今後検討していきたいと思っております。

〔和気 豊君「違うがな、温度差あるがな、答弁の間に」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 稲留君。

13番（稲留照雄君） 地域で話を聞きますと、なぜここにこういう名称のものをつくらなければいけないのかという意見があるわけです。お聞きしたいのは、先ほどから過渡的、過渡的という話がたくさんありますが、人権を考えるのにどうしてあの場所にこういうのが必要かという疑問があります。したがって、地域の住民の要望でありますコミュニティセンターのような名前に変えて、市民の理解を得ながら新たに人権を考える場所を考えたらいかかなというふうに思うわけです。

この場所で人権といいますと、部落問題が99%ということになるのではないかと、そのように地域の人も言うておりますので、もう場所を一定の期間ここでやることについては、いたし方ないかなとは思いますが、人権という考え方は、部落問題ももちろんありますけれども、それだけではないということであれば、場所をかえてつくったらどうかというふうに考えるんですが、市長、この意見についてどういうふうにお考えか、お聞かせください。

副議長（東 重弘君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 稲留議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、この人権ふれあいセンター、その前に人

権協会等の件も含まれていると解釈して御答弁をさせていただきます。

まず最初の泉南市人権協会でございますが、ことしの3月の29日に臨時大会を持ちまして、泉南市同和事業促進協議会から泉南市人権協議会に変更いたしました。これにつきましての議論の中で、今議員が申された部分について議論は当然ございました。その中で、現在直ちにすべてを泉南市人権協会という幅広い市民の啓発等に係ってはやはり幅広く市民を啓発していく、またそのノウハウを各そういう人権の件で話を進めていく、協議をしていく、講習を持っていくということからいたしまして、その場所はふさわしくないのではないかという御意見も当然ございました。

しかし、今も言いましたように、過渡的な状況、そして今後人権協会がどのように構築していくかという状況につきまして、今後見守っていく必要もありますので、現行として今の場所で進めてまいりたいと、こういうように1点ございます。

次に、場所の設定等につきましては、当然その場でも議論がございました。ほかの場所に新たに人権協会を構築して、そこで進めるべきだということもございましたが、財政的な事情、その他等ありますので、その問題については今後検討していくということで、検討課題として残っておるのが事実でございます。ですので、そういう問題を含めまして今後どのように構築していくか、場所等の件も含めまして今後の課題として我々は聞いておくということでお答えをいたしましたという次第でございますので、ひとつ御理解を賜りたいというように考えます。

以上です。

副議長（東 重弘君） 稲留君。

13番（稲留照雄君） 同和問題は非常に大切な問題でありますけれども、いつか決着をつけなきゃならない。いつまでもこういうことを議会でも論議をする必要がないようにしなきゃいけないということは、議員も職員も、あるいは市民もみんなそうだと思います。

ただし、ここに置くことによって、地域の住民の中には近寄らないとはっきり申してる人たちもたくさんいます。期限を区切って、できるだけ地

域の住民の自由に使えるような形で啓発しないといけないというふうに思っております。むしろ、部落解放同盟の影響を排除するということの方がはるかに大事だと。運動は運動としてどうぞ御自由にやってくださいというのは当たり前でございますけれども、しかし公共の施設の中で物をするというのは、もうはっきり申し上げてなじまない、私はもうはっきりそう思います。

人権という名を聞きますと、またこの問題かという人たちというのは結構多いということをや役所もわかっているんだと思います。わかっているからやらなきゃならないという随分難しい問題ですけども、できれば費用の要る財政の問題、財政の問題で解決できるほど人権の問題というのは気楽な問題じゃない。人権というのは、お金にかかわらず非常に重要に考えなきゃならないということは市民もみんなわかっているわけですから、役所もそういうことを前提にして、この施設は一般地域と全く同じように使えるようにして、特別にまた改めて人権は人権の施設をつくる方がいいんじゃないかと私は考えています。

そういう意味で意見を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

副議長（東 重弘君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 若干お伺いをしたいと思います。1つは、私も議会の仕事をさせていただいて長いことになるんですが、この部落解放運動の問題点、私も当初から部落解放同盟の運動については一定の知識をいただいて、長い間お互いに研究してきた課題があります。やっと人権という問題が平等に公正に取り扱われるという時代になりました。こういう新しい時代に向かってこうした条例をつくることも、大変大事なことはないかなと思います。

ただ、今までも議論がありましたように、やはり全体の市民が、全体の国民が1つの幸せを願って一致協力していくと。どこが悪い、だれが悪いということではなしに、お互い助け合っていくということが人間としての人生の中における一番大切な問題ではないかなというふうに思います。

それと、具体的にはこれからのこの条例に基づくふれあいセンターの管理・運営はどういうよう

な形で行われるのか。この管理・運営に当たられる人員構成なり、このセンターの中に一定の責任者を置き、これからの運営に当たるのかどうか、あるいは現状どおり、どうだったか私も具体的にはちょっとわかりませんが、このふれあいセンターの管理・運営についての陣容、要件について御説明をいただきたいというふうに思います。これが1点です。

もう一つは、この目的の第2条の中に、今も議論がありました隣保事業を行うことによって云々とありますが、具体的にはこの2条の目的の中における隣保事業というのはどういう意味をなすのか。一般事業として今後運営していく中で、こうした一定の隣保事業という定義があるんですが、さらにこれらを調査研究していくということにもなるかと思えますけれども、具体的には一体どういうことなのか。これが1点です。

もう一つは、155ページ、先ほども成田議員さんの方から若干御質問がございましたけれども、その中で審議会は委員を10名以内にとどめておく、こういうことを明記してるんですが、大体地域代表、学識代表、関係行政代表、その他市長が必要と認める者とあるわけですが、この10名の中の割り振りについて、5つあるんですしたら2名ずつ割り振れば10になるんですが、これらの委員の選考基準というのはどのようにお考えになってるのか、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ふれあいセンターの今後の運営についてでございますが、当然さきの議員にもお答えいたしました。現在まで解放会館としてのこれまでの成果と課題を踏まえて、地域全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として実態に即した事業を展開し、同和問題を初めとする人権問題の解決を図り、相談事業を初めとする社会福祉等に関する総合的な事業及び人権、同和問題に関する理解を深めるための活動を行い、住民交流の拠点として地域に密着したコミュニティセンターとして、周辺住民も含めて広く地域住民が利用でき、また運営をしていくべきと考えております。この目的に沿って今後運営

してまいりたいと、このように考えております。

次に、協議員の件でございますが、我々としては今考えておりますのは、地域につきましてはまず鳴滝区の代表、それと民生委員さんなり母子福祉代表なり、さっきも言いました鳴滝消防分団というような幅広い地域の方の中から選考をさせていただきたい、このように考えております。

それと、隣保事業でございますが、さきにも述べましたように、この隣保事業といいますのは社会福祉事業法の部分で、当然隣保館設置運営要綱に基づきまして、さきの議員にも答えました厚生省の通達によりまして、目的等についても述べているとおりでございますので、その趣旨を尊重しながら隣保館事業を構築して、今もまいておるんですけども、今後もそれに伴いまして進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 以上ですと申すので、私のお尋ね 議長は今交代したんですけども、ちょっとわかってないと思うんですが、私が一番先にお尋ねをしたのは、このふれあいセンターを運営するためにどれだけの陣容を要するのか、どういう管理・運営をしていくのか、そこに例えばセンター長とかいうのを置くのかどうかですね。これからの運営における陣容について御答弁をいただきたい、こういうお伺いをしたはずですけども、私の質問の仕方が悪かったかどうかは別にして、私はそういう問い方をしたと思うんです。

それと、もう一つですからお伺いしますが、隣保という定義ですね。第2条の目的の中に、いろいろな社会福祉事業、一般事業との関係もあると思うんですけども、私がお尋ねしてるのは、今後一般開放という、一般事業という前提に立っての隣保事業の運営というのは具体的にどういうことなのか。今までいろいろ隣保館という形で同和事業を中心にいろんな地域施策をやってきたんですけども、まだ残事業的にちょっと残っていると、ある意味では完全に終結できてないという部分もあるので、それを補うためにこういうことをやっていくのかですね。

この隣保事業というのは、これはもうどうい



時代であろうともこれからのふれあい事業の中には一定の定義として置いていくということになると思うんですけれども、具体的にいえば厚生省の云々ではなしに、本市としてどのような隣保事業をして一般地域との関係を密接にしていくのか。その具体的なことがわかっておれば、いや、まだそういうことは計画中ですから、具体的なことはわからないと。それならそれで結構ですけれども、そこらあたりもう少し教えていただきたいと思うんです。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、管理・運営でございますが、現行は館長1、係長2、嘱託2の体制で進めております。この改正に伴いまして今後どうしていくかということでございますが、人員については、我々としては現行及び今後その事業についてどのようにしていくかという部分については、今年度、平成14年度末までに検討し、決定をしまいたい。これは改革という部分で検討をしまいたいと、このようにまずは考えております。ですので、平成15年度につきましては、現在検討中でございますので、ここでこのようにしたいということは申されませんが、改組をしまいたいと、このように考えております。

次に、隣保館事業でございますが、さきにも述べましたように、我々としては、隣保館事業というのは一般対策事業でございますので、その部分を十分に含みながら、今後そのあり方について検討を加え、計画をしまいたいと、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 新しくスタートするふれあい事業の関係ですけれども、今までの隣保館の関係の人員の雇用ですけれども、これは市としてはどういう - 一般公募とかあるいはその地域の関係者との関係ですね。嘱託とかいろいろ 嘱託1名ですか、2名ですか、ちょっと言われたんですけれども、今まではどういった対応をしておったのか、人事配置についてですね。

新しく今、平成15年度については、これらの人員対策については新しい方法を模索すると、

こういうことですが、もっと具体的に一般公募するのか、あるいは従来の方々が世話していただいたのか、それを継続していくのか、全くもう白紙に返して一般的な公務員の採用のような採用方式をとるのかですね。そこらあたりはどないですかね。

これ以上もう質問しませんが、いずれにしても円滑な運営ができるように目的どおりひとつ全力を挙げて原課は頑張っていたいただきたいなというように思っています。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

巴里君。

22番（巴里英一君） それぞれ主張、考え方があるかと思えますけれども、一番大事なことは、地域及び周辺を含めて市民の人権が守られるかどうかということでありまして、その拠点としての施設としてのいわゆる解放会館の位置づけがあったわけでありまして。基本的には部落問題を初めとするという本市の条例と同じような目的を持ったのが解放会館で、名称は解放会館でありますけれども、現実には隣保館事業として国では行われているということは承知してのわけでありまして。ということは、これは厚生省事業で行われた事業であったということでありましてね。

そういった意味では、この条例改正については多言を要しませんけれども、先ほどの議員の中でそこへ置くのはやむを得ないけれども、場合によっては外へ出すべきでないかというような考え方というふうにとれたんですが、そのもの自身がむしろ、それが結局は差別がなくなるんだみたいな考え方は、まさに差別そのものが寝た子を起すなという考え方、さわらねばそれは終わるんだという以前の今から数十年前のいわゆる考え方と似通ったところでありまして。これは地域にもそういった考え方があったかというふうにも思われた時代がありました。

そういった意味では、現条例には現実的には解放会館条例というのがありますが、これは4条でもってしか明記されてない。この4条の中の2条に基づいて、実は目的を達成するために解放会館条例施行規則ということになっている。

この中身にあります2条の1、2、3、4、条例第2条の目的を達成するため、泉南市立鳴滝解放会館において次の事業を行うものとするという、

では生活実態の調査及び研究に関すること、  
には生活相談及び生活改善に関すること、  
には教養、文化に関すること、  
にはその他市長が必要と認めるとき。この  
については、同じように  
3条においてなされてますけれども、また  
も似通ったところがあります。

もともと、むしろそうでない、この条例の中でいろいろとあらゆる事業がここを中心に行われたことが実態であります。むしろこれから見ると、前  
前というか、現行条例施行規則ですね、これよりむしろ中身は充実してるんかなというふう  
に私には感じられますが、まずその1点どうい  
うふうにとらえておられるんかということであり  
ます。

そして、先ほどもありましたが、一番大事な点は、この9条にあります審議会の委員選任であります。10人以内で組織すると。この10人以内というのが適切かどうかということの問題が一つあるかと思えます。今後こういった意味では、必要に応じて、あるいは場合によってはこの10人以内ではなしに、10人を超える場合もないとは言いきれないんで、審議会としてはこの程度が適切だということで行われてるのか、あるいは今後はこういった意味では違う形でまた提起することもあり得るのかどうかですね。この10人が実はこれで全体の審議、あるいは会議が中で組織されて十分論議される人員であるというふう  
に考えられてるのかどうかということが2点目  
ですね。

そして、少しもとに戻りますが、もともと先ほどありましたが、解放会館そのものが私は一般開放をずっとされてると思うんですが、先ほどの論議の中ではされてないような論議があったように見受けられますが、その点を含めてどういった面ではされていないのかということでもあります。

この3点ぐらいお答えいただけませんか。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、現行の泉南市鳴滝解放会館条例とただいま上程しております

泉南市人権ふれあいセンター条例の比較、検討でございますが、議員御指摘のように解放会館条例は4条から成っております。その中で1つは、解放会館の施行規則によりましての目的、事業、解放会館の使用許可、解放会館の許可申請及び許可という形で施行規則の中で明記をされておりました。

これにつきまして、改定案では、条例の中にその目的、事業、使用許可等々につきまして明記をさせていただいたということで御理解を賜りたいというように考えております。

目的につきましては、ただいま先ほども申し上げました目的でございますので、御理解をしていただきたいと思えます。

次に、解放会館の開放でございますが、この件につきましては、当然解放会館は全体市民のものでございますので、我々としてはどなたが申請に来ようとも、この申請目的等に合致しておれば許可をしております。

ただいま御審議していただいております運営審議会の委員の数でございますが、この委員につきましては、当解放会館見直し検討委員会の中で御議論をさせていただいて、現在は10名程度が一番ベターではないかということで我々としては条例に記載をさせていただいて、この10名で今後運営をお願いしていきたい、こういうように考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいということでございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 人推部長が明確にいろいろと答えられてるんで大体わかりますけども、ただ私、先ほど島原議員が申されたように、こういった議場において論議されるという時代が来たということが非常にいいんじゃないかというのは、私はいつも言ってることです。

しかし、先ほどのある議員の方の発言を聞いてますと、何か名称がどうやから使いたくないとか、まさにそこにこそ人権問題が、差別意識が存在してるんだという理解をせずに、意識改革なしにそこを使いたくないんだとか、使いたいかというふうな表現があるぐらい今なお残っているんだと。

そのためにこそこの条例のあり方、あの人権ふれあいセンターの存在意義、理由があるんだというふうには私は理解するんでありますが、そういった点ではどうなんですか。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 議員御指摘のとおりだと解釈いたしております。

以上です。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） こういったところで議論しないでもいい社会がどう訪れるというか、つくり上げていくのかというのがまさに行政であるし、我々の任務であろうと思います。それぞれの考え方はあるかと思いますがけれども、人権問題については、十分にやっぱり慎重に扱わなきゃならない問題でありますし、そういったところがこうしてきちっと条例の中に明記されていくということは今までなかったことであります。こういった条例そのものの中身が、別に部落問題だけをやるわけではないわけで、すべての人権にわたってそこが拠点として泉南市が誇り得る、かててつころうとしての条例であろうというふうには私は理解をするわけではありますが、そういった理解でよろしいんかどうか。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） この件につきましては、泉南市の第4次の総合計画並びに泉南市長の6月に行いました市政運営方針でも明記しておりますように、人権問題というのは幅広く、やはり同和問題を初め女性問題、障害者問題、外国人問題、そういうものをすべて含めて、今後21世紀に開かれた泉南市の人権という部分を考えますと、御指摘の部分について泉南市が進むべき今後の道というのは、おのずと御理解していただけるものと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

北出君。

12番（北出寧啓君） 簡単な手続論だけちょっとお聞きしたいんですけども、人権ふれあいセンター運営審議会、これで1つ設置されるわけで

すけれども、旧来審議会等に関して議会で議決して予算化するわけですよね。

ただ、審議会の内容がなかなか我々入手できないということであるんで、これだけではなくて、すべてに及んで審議会内容を逐一報告をしていただきたいと思うんです。特に、今部長おっしゃったように、開かれている人権にかかわる議論もされると思うので、そこから公開することによってより相乗的に人権運動を高めていくということだと思うんで、ぜひその公開を逐一お願いしたいと思います。ちょっとその点。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 審議会につきましては、この審議会以外にもたくさん審議会がございますので、そのたくさんございます審議会の動向等も見きわめまして、我々としては対処してまいりたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 審議会全体にかかわるということで、今は人権推進部長がいらっしゃるんで、どなたか責任ある発言をちょっといただきたいと思うんですけども。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公開というのは、1つは審議会開催についての傍聴公開とありますが、そういう部分と、それから審議経過なり記録の公開と2つあるかというふうには思います。

審議会の傍聴については、審議会の会長さん、普通は互選されるわけですが、そういう中で議論をしていただいて、公開、あるいは場合によっては、内容によって非公開ということもあり得るかもわかりませんが、審議会の判断でそういう形でやっていただいております。

記録の方は情報公開条例等もございまして、そういう形での公開というのは可能だというふうには思っております。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） だから、基本的な枠組みとして首長が公開ということで表明してもらえれば、後個々に概して例外的措置はあるというふうな形で理解できると思うんですけども、もう1回その辺の確認をしていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 原則は、今の時代ですから公開という方向になってるといふふうには思っております。ただ、案件によりまして、それはもう審議会の御判断という形になると思います。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） ただいま提案されました議案第10号に反対の立場から討論をしております。

三十数年にわたり同和対策事業が進められてまいりました。その到達点が地対財特法失効に伴う総務省の立場でも明らかのように、同和地域という地区指定をなくし、特別対策を終了し、法終了後の同和地区のニーズには他の地域と同様に必要な一般対策を講じることであり、同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の施策を行うことであります。これからは特定施策として地区の精通者の意見を特別に聞くことも必要ないことは、言うまでもありません。

ところが、今回の提案については、一般対策に移行するに伴い名称を変更するとありますが、内容は地域を特定するような規定があり、また隣保館事業を引き合いに出し、一般対策と逆行する地域の限定した規定もあります。

さらにいえば、役割の多くを終えた市同和促進協議会、名称を変え人権協会となっておりますが、ここにセンターを貸与し、さらに人権協会を通じて部落解放同盟に長期間貸与することになっていきます。答弁で明らかになりました。

人権協会の事業目的には、市民を対象に行政の人権行政に関与し、市民の人権意識の向上を担うとあります。まさに人権にかかわる問題こそ、行政はすべて行政当局の主体性と責任において、公平に策定、執行、管理・運営されなければならないものであります。これが地方自治法の大原則にのっとった立場でもあります。

このことを申し述べ、反対の討論としてまいります。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第11号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第6、議案第12号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま一括上程されました議案第11号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、及び議案第12号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

まず、議案第11号につきましては、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため、農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が平成14年3月13日公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第96条1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の159ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、泉南市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項の表傷病補償年金の項の中、「農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法」に改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日か

ら施行するものでございます。

次に、議案第12号につきまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成14年3月25日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。議案書163ページから164ページをお開き願います。

改正内容といたしましては、別表で示しておりますが、最高額、消防団長、30年以上で92万1,000円を92万5,000円に、最低額、団員、5年以上10年未満、13万6,000円を14万円に、一律4,000円引き上げるべく改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成14年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例によるものでございます。平成14年4月1日からこの条例の施行の前日までの間において新条例の適用を受ける非常勤消防団員について、支給された改正前の泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなします。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 井原君。

1番（井原正太郎君） 簡単に質問させていただきます。

特に泉南市の非常勤消防団員に係る退職報償金というふうなことの改定でありますけれども、別表を見ても、ほんとに30年勤められて、そして団長で92万1,000円が92万5,000円になると。また、団員というんですか、そういうところあつては63万1,000円が63万5,000円に

なると。非常に御苦労だなという認識をいたしております。

そういった中で、私ども消防団員と親しく接する場というのはどうしても限られてくるわけでありまして、現在の泉南市における消防団員の数、これはどのような位置づけで認識をされておるんかどうか。というのは、淡路、神戸の震災を契機に、いろんな形で危機管理が叫ばれて、そして昨年のテロ事件であっても、地域の防災等に非常に活躍されるわけなんですけれども、その身分がこんなレベルなんかなというふうなことと、そして人数が十分足りておるんかなというふうなことがちょっと気になりますもので、そこら辺の認識を示していただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 井原議員さんの御質問に御答弁いたします。

泉南市といたしましては、消防団員でございますけれども、現在泉南市におきまして5個消防分団がございます。その中で分団員数でございますけれども、信達分団につきましては44名、樽井分団につきましては31名、西信達分団、鳴滝分団、新家分団につきましては26名、男性の消防団員さんですけれども、現在153名おります。女性消防団員さんですけれども、定員が20名でございますけれども、現在18名の女性消防団員さんがおられます。これにつきまして消防力の基準等に照らし合わせますと、消防団員さんの数につきましては、100%の充足をやってるということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 今、消防長の方にあつてはその人数の把握についてもそらんじられておるところからしても、非常に立派に管理されておるんだなというふうに感じたわけでありまして、1つは、消防署員の方はどうなんかなというふうなこともちょっと気になるわけでありまして、1つはそういった意味での団員とのバランスがやっぱり気になるのでありまして、そこら辺もまたお答え願いたいと思います。

あわせて、ただいま雄信あるいは樽井、西信等

々の陣容が答弁にあったわけでありまして、1つ気になるのが、やはりもう三十数年前になるのでしょうか、男里の消防団員が正月早々でしたか、大きないろんな事故がありました経過から、その後、どうなるのかなというふうなことで私は見ておったわけでありましてけれども、その地域の消防団の結成であるとか、あるいはまたそのことに対するフォローアップであるとかいうふうなことがもし今進められておれば示していただきたいと思えます。

以上であります。

議長（角谷英男君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） ただいまの井原議員の再質問につきまして、消防職員の数並びに消防団員の数はどうなってるのかということでございますけれども、消防職員の人員でございますけれども、消防力の基準からうちの消防の主力機械の台数等を引き合わせますと、やっぱり60%ぐらいの充足率でございます。

それと、雄信地区ですけども、42年でしたんですけども、岡田地区で殉職事故が起こりました。その後、廃団になっております。それにつきましては、地区等からもそういう消防団の設置等につきましての要望もございませんし、その部分につきましては、樽井分団さん、信達分団さんの管轄区域としてそちらの方をやっていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 井原君。3回目です。

1番（井原正太郎君） 今、充足率60%というふうな話もありましたが、そういった意味ではいろんな規制もあるんでしょうけれども、ある方からちょっと確認もされたことがあるんですけども、やはりこういう非常にかけがえのないような職務についていただく消防団員のあり方について、今いろんな不景気の折で仕事を持ちながらやるというのは、非常に厳しい状況下にある方も何人かおられると思うんですね。

そういった意味では、公務員の兼職等というふうなことがありますから簡単でないと思うんですけども、例えば泉南市の職員が消防団員を兼ねるといふようなことが可能なかどうか、こころ

の確認もちょっとしておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（角谷英男君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 再度の質問でございますけれども、泉南市の職員が消防団員を兼ねるかということなんですけれども、非常勤 消防署がない場合ですけども、岬町の役場でございますんですけども、今現在、阪南岬消防組合という項目で組合消防になっております。そのときにおきましては、岬町の役場の方ですけども、消防団を兼ねていたというのが現状でございます。常備の消防本部を置いてるところでございますたら、消防団を兼ねてるところは現在大阪府下ではございません。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） 非常勤消防団員の皆さんは、常備消防、先ほど60%と言われましたけれども、これを補う非常に重要な役割を果たしていただいている。それにすれば、この退職金の支給枠、政令等に縛りをかけられているということだろうというふうに思うんですが、例えば一般の団員の方は30年以上で今回5,000円上がりまして68万、こういうほんとに今の常識からすれば大変低い額ではないかというふうに思います。

そういう点で、他市の状況、動向と、それから大体一般の団員の方で30年ということになりますと、これ實際上、二十歳からこの仕事に従事されて50歳と、50歳なんていうようなことは実際考えられないように思うんですね、自分の年齢からしましてもね。大体どのくらいでやめられるのかですね、普通、通常、一般団員の方は。だから、その場合にはどういうランクに属するのか、その辺わかっておればお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 和気議員さんの御質問に御答弁を申し上げます。

退職報償金の問題でございますけれども、これは政令で決められまして決めてるもんでございます。これにつきまして、各市の状況ですけども、この方法で全部条例化されてるといふのは認識してお

ります。

それと、もう1件、団員さんの退職云々の件でございますけども、うちの消防団員の退職年齢でございますけども、普通の団員さん、副分団長以下、部長から下でございますけども、退職の年齢が60歳、副分団長以上が65歳までと規則で決められております。

それで、50歳で団員がいるのかということでございますけども、入団の歳によりまして古い、30歳、35歳から消防団に入る方がございましたら、やはり年功序列の方法で各団員さん、班長、部長、副分団長、分団長というふうな階級がございますので、その段階で上がっているのが現状でございます。団員さんで50歳の方がおられるのかということでございますけども、僕の今までの記憶でございますけども、大体各分団に10名さんか、若いとこでしたら50歳以上の方の団員さんはおられないのが現状でございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号から議案第12号までの議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号から議案第12号までの議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

3時半まで休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時31分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、議案第13号 訴訟の提起についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいま上程されました議案第13号、訴訟の提起について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の165ページをお開き願います。

市営住宅家賃支払請求事件として訴訟提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして提案をするものでございます。

本事件は、泉南市営住宅に係る家賃が現状の物価水準に比較いたしまして著しく低廉であることから、平成9年9月分家賃から旧公営住宅法による法定限度額の範囲内で家賃を3,400円とする増額変更を行ったものでございます。

その後、公営住宅法の改正によりまして、応能応益家賃制度が導入されたことに伴いまして、泉南市市営住宅管理条例の改正により、平成10年4月から新制度家賃に移行したところでございますが、応能応益家賃制度に対し入居者側が従前の家賃額を供託をいたしまして、今日においてもこれを継承しているため、本市においては家賃の滞納とし、新制度の家賃額の支払いを求めるもので、事前に請求家賃の支払い督促の申し立てを行いまして、それが確定した者及び当該請求家賃を支払った者を除いて訴えの提起を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 松本君。

11番（松本雪美君） それでは、質問させていただきます。

この家賃の請求ですね。その訴訟をするについてということで提案をされてるわけですがけれども、一体このようなことをせねばならないような原因をつくり出した、その原因は一体どこにあるのかということですよ。

これまで行政のずさんな処理で昭和49年には住宅の払い下げを浅羽市長のもとで決定された。

その後、ここにいらっしゃる稲留さんが市長であったときには、それを継続されて住宅の払い下げを実施するという確認をされています。もちろん住宅を払い下げた後、問題があったところについては、その問題が解決をした後という確認でありましたけれども。

そういうことですけれども、これまでの論議の中で、議会の会議録などで私も勉強させていただきましたけれども、その問題はすべて今日まで解決に至ってきてるわけですね。だから、その解決に至ってるにもかかわらず払い下げを実施しなかったところに、一体どんな理由があったのか。

1つは、払い下げをしないと決めたときの市長さんの考え方ですね、泉南市の考え方。

それから、もう1つは、住民の皆さんはもう全面的に払い下げをしてほしいということには固執しない。建てかえをするというのであるならば、自分たちの今まで住宅の傷んだところの改修やとか、そういうことなんかも含めてかけてきた費用についてもあるわけですから、いろいろそういう状況を勘案した中で4つの条件を提示して、もう泥仕合にならないように合意の線を見出そうとして提案された、その4つの条件に対してもこたえていないということでもあります。なぜそういうところに落ちついたのか。上林助役さんは、このような住民の意思は聞いたけれども、保留してきたというようなことを言うておられるそうでありますけれども、それが2つ目です。

それから、もう1つは、住宅家賃が滞納だということで提訴されるわけですが、この3住宅の住民の皆さんは家賃を払いたいけれども、払えない状況にあるということですね。だから、滞納という位置づけをされたんでは片腹痛いと、滞納とは全然意味が違ふと、こういうふうにおっしゃってるわけです。だから、その辺についても市はどのように考えておられるのでしょうか。

それから、もう1つは、同じように市営住宅であります前畑、宮本団地などでも滞納されていらっしゃる方もいるということですから、この辺についての処理についてもどうされているのか。片一方ではこういう形で強制的に家賃の支払い訴訟を起こして、一方は放置しとくというようなこと

では整合性がないと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

それから、私は一般質問ではこういう3住宅の皆さんにとってのプライバシーの問題ですね。本当に人権問題に値する中身ではないかということで、市長はこの方たちの人権問題をどう考えていらっしゃるのか。このことについてもお答えをしていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私に対する御質問の方は答えさせていただきます。

まず、なぜこうなったのかということですが、私、入居者の方から聞いておりますのは、前々市長が払い下げをするまで家賃は上げないと言われたということを根拠にされてるといふうにお聞きをいたしました。

私は、それは言ったかどうかというのはわかりませんが、そういうことが未来永劫そういう家賃改定につながらないということではないという考えでございます。当然、社会状況なり経済状況が変化するわけでございますから、短期間にはそういうことが言えたと仮にいたしましても、やっぱり中長期的には社会情勢、経済情勢が変化しておりますし、また今回の場合のように法改正もあったわけでございますから、その時々に見合った家賃に変えていくというのは当然だと、このように考えております。

それと、一般質問でも人権云々というお話がございましたけれども、私はこれについては前市長のときに一度お話し合いをされておられまして、私もその席に同席をしたわけですが、そのときも、払い下げというのは難しいという形で明確に言われておりましたし、それでそのときにはそれならばちゃんと管理をしてくれということで、屋根の雨漏りというか、屋根の改修の要望が生まれて、それについては御承知のように何年かに分けて屋根の改造もしたということでございますし、その後集会所の要望も生まれて、小さいながらそれもつくって今日まで管理をしてきたと、こういう経過がございます。ですから、私が引き継いだ時点では、あくまでも建てかえ前提という形で引き継いでおりますので、私の方ではそれを継承し



てるといふこととございます。

それと、その後、私になってからも何回か話し合いをさしていただきましたけども、それも皆さん方からいろんな一定の期限内にとか、あるいは結論が出たら全員にというお話もございまして、中身のそれが入居者の皆さんが満足されたかどうかは別にして、手順、手続としてはきちっとそれは果たしておりますし、そういう面でもこの人権問題というのは全く値しない御発言ではないかと、このように思っております。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、滞納の問題と前畑、宮本住宅の滞納処理、この問題につきましてお答えいたします。

まず、3住宅の滞納につきましては、現在旧家賃で供託されておるといふ状況でございます。経過はいろいろ長い間あるわけですけども、いずれにしても公営住宅法によりまして家賃は支払っていただくというのが当然でございます。

いわゆる供託中の扱いについてはどうかという滞納の問題ですけども、建設省の方から一定の見解が出ております。供託につきましては、供託金は旧家賃でございまして、平成9年9月からの新家賃となっている状況で、その家賃の一部を供託しているという状況にありますが、建設省の平成10年の見解ですが、供託が成立した場合の対処ということで、供託が無効であり、入居者の行為は家賃滞納に当たることから、事業主体は当該滞納者に対し引き続き家賃の支払いを求めていくべきであるが、それにもかかわらず家賃の支払いがなされない場合は、事業主体 泉南市ですね

は家賃滞納訴訟を起こす必要性が生じますと。

また、59年のいわゆる判例でも、供託によって変更前の家賃の一部が弁済され、その範囲内で家賃の一部が履行されたとすることはできない。供託の一部が履行されたということにはならないということで判例が出ております。

それと、宮本、前畑の滞納処理の問題ですが、確かに滞納も以前からございます。その理由としましては、無断退去あるいは長年部屋に家財道具を残したまま留守の家庭、また所在不明となっております方、このような入居者につきましては、当然

法的な手続、いわゆる不納欠損という処置が法的に保障されております。

手続上、こういうことになるんですけども、当然時効が発生する場合、何も原因がないのに滞納されておられると。分納の方はおられますけども、一定5年という時効の期間がございますので、これによって原因がないのに家賃を払わないという方については、当然一定の手続も踏む必要があると、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方からの回答書の件ということでございます。

今議会の一般質問の中でもお答えいたしましたとおり、集会所におきまして建てかえの説明の目的で説明会を持たしていただきました。当然、その中で入居者の代表者が非公式やけども、建てかえするんであれば4項目の要求 要望ですか

をしたいということも、これはあくまでもそのときは代表者の方は非公式という個人的な見解ということでまずございました。その後、その代表者の方から、これは入居者の総意やということで公式に要望したいという口頭の要望がございました。

私たちはやはり非常に大事なことでありますので、文書でやっぱり要望いただきたいということもありましたので、当然文書でいただいたら私どもは公式に文書で回答したいということをしてそのときに御返事申し上げました。当然いまだに文書はいただいておりません。ということで、私どももいまだに回答をしてないというのが今までの経過でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） まず、市長は、当然家賃というの歴史は動いてますから、昭和49年当時の家賃、そういう家賃がずっと続くわけでもないことは、皆さん承知の上ですよ。払い下げをするまで家賃は上げないと、こういうふうに言われたのは、当時十分な修繕やとかそういう皆さんの要望にこたえるような状況もなかったため、そういうことになったという状況もあったでしょ

う。

しかし、このときには、当然払い下げをすることで進んでいたわけですよ。ずっと手続の手順、間違っている二重登記や、それから所有権が移転されていない、そういう土地に対しても砂原住宅の土地に対してもきちっと整理をして、市は訴訟をして、砂原住宅の土地についてはちゃんと勝訴もしてますでしょう。

そういうふう払い下げをするという方向で進んでいたはずのものがなぜ払い下げをしないということになったのか。それは今、向井市長は自分が市長になってからはずっとそのつもりで進めてきてると、こうおっしゃいましたけれども、それはあくまでも向井市長の意思であって、浅羽市長さん、それから稲留市長さん、このときは払い下げをするという住民との約束があったわけですよ。この約束について、当然その市政を担当する長として、その人たちとの約束を守らねばならないはずですよ。平島さんが市長になって、今はもう亡くなられたのでいらっしゃるけれども、当時平島さんもそういう形で準備を進められていたということは当然知っておられるでしょうし、何回もの話し合いで、それから当時いらっしゃる議員さんも氏の松の住宅に住んでおられたわけですから、払い下げをするということで着々と準備が進められていたはずなんですよ。だから、そのことを無視をして払い下げしないということで決めてしまったその強硬姿勢というのは、やっぱりこれは住民との約束を履行しない行政の余りにもひどい横暴なやり方ではないですか。

その辺のところ、ちゃんとやることをやって、払い下げをできるところにまですべてが整っていたのに、それを履行しなかった。これは行政が住民と前の市長さんとの約束事を全く無視をして通ったという強硬な、切り捨ててしまう、そういう住民の要求を 要求というよりか、住民との約束を切り捨ててしまう何物でもなかった、そういうひどい行為に出られたということは、これは許せることではありませんね。

それと、市長は人権問題では全く値しないと、こういうふうにおっしゃってますけど、私はこの提訴の仕方、今回出されてるこの議案書ですね。

議案書の中に明記されている3住宅の住民の皆さんの滞納してると言われる家賃の額を書くだけで、この方が、この一人一人がどれだけの収入を得て、どれだけの収入の中でどんな生活をしているかということまで含めて全部明らかになるんですよ。個人のそういうところにまで踏み込んでいいものですか。私は幾ら市長といえども、それはしてはならないことだと思います。本当にこれはすべてに公開されるんですよ。もし市長にもうちょっと温かい姿勢があるならば、私は名前を書かずにAとかBとかCさんとか、そういう形で明記をするべきではなかったですか。そんなやり方をすれば、この意味はなくなるんですか。そんなことは絶対ないはずですよ。だから、私は人権問題として市長は3住宅の住民の人権をどう考えているのかということを知りたいんです。人権無視も甚だしいやり方ですよ、これは。

あとは4条件の提示ですけども、今上林助役さんは、当時総務部長さんか何かしておられたんでしょうかね。文書でもって要望を出してくださいと言うたけど、文書で出ないから答えをしないんだと。こんな言い分はもってのほかですよ。何度も何度も会ってお話し合いをされてるでしょう。本当にあなたたちが必要であるならば、文書でもってちゃんとやりなさいと。出るまでそれは追求してあげるべきではないですか。そんな約束事がないから、傍聴に来ておられる方もせせら笑っているでしょう。うそを言っても、それは困りますよ。それでは通じませんよ。やっぱり住民が話し合いをする姿勢に出てるんですから、それを受けとめるのが行政の役割ですよ。

家主と店子との関係は、親子の関係ですよ。親がそういう姿勢で子供を追い出す、子供に、あなたたちは建てかえをするために言うことを聞けへんねやったらもう出ていってもらわなしょうないとか、家賃を全面的にすぐ払いなさいとか、そんな強行な姿勢はやっぱりこれはぐあい悪いと思うんですよ。私は、やっぱりこの人たちが話し合いをしたいということで前に出て意見を述べられておられるわけですから、それにきっちりこたえてあげるべきではないでしょうか。

あとは滞納処理の問題、前畑住宅、それから宮

本住宅の問題ですけど、これは今に始まったことではないんですよ。この住宅も建ってから何年たっているのか。もっとその時点で、今家賃も払わないで困ったと。今もう住んでない人に取り立てに行くわけにもいかないというような、そういう特別な事情があるんだとおっしゃいました。

しかし、そういう行為をこれまで何十年かの間にされましたか。一切してないでしょう。してないのにもかかわらず、今できないというような言い方でごまかすのは、これはおかしいですよ。

そして、もう1つちょっと加えてお聞きしたいんですけど、仮にこの建てかえに3住宅の方が賛成されたとして、そしたらこれから泉南市の市営住宅を建てかえて市民の皆さんにたくさん安い住宅を保証しましょう、そういうことであるなら、そういうような結果が出たとしたら、今のこの泉南市の財政の厳しい状況のもとで、建てかえできる財源の保証みたいなのはどのように市長さんは考えておられるのか。この辺のところも聞かしていただきたいなと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 払い下げと建てかえの議論は1つはあるとは思いますが、本議案は家賃の請求事件ということでございまして、我々も家賃については、やはり住宅を使っていた以上はお支払いをいただかなければいけないという立場で申し上げているところでございます。

それと、もし建てかえとなった場合に財源的にどうかということですが、3住宅ありますけども、マスタープランでもお示しをしておりますように、同じ年度とかで一度に3住宅を建てかえと、そういうことではございませんで、順番に建てかえていくというスケジュールを想定いたしております。建てかえになった場合は、補助金あるいは起債等が充当されますので、それらについては当然我々の方で財政の範囲内で、3カ所ありますから、どこから先に建てかえるかというのは、合意事項の関係もございすけれども、順番に建てかえていくということは可能だということでございます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当時の話し合いの時期は、

私は総務部長ではございません。助役でございました。いろいろな要求の中で、当然私らも十分その当時の代表者と話をしております。口頭の要望で私どもも、もし口頭で出すということであればゼロ回答ですよということも申しております。そういうことの話し合いを承知の上で、当然私ども正式に文書でいただいて、文書で回答いたしたいということも申しております。それは、その当時の入居者とは口頭でもそのような経過も言わせて、了解済みで行っております。やはり大事なことです。正式に文書で要望をいただいたら、正式に私どもも文書で出すということの話をしております。その協議の段階では、当然これはゼロ回答ですよということも申しております。これも入居者と承知の上の措置やということで、私どもも理解をしております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、この議案にかかわる名前、金額、プライバシーの問題の件につきましてお答えいたします。

まず、訴訟提起に係る議案の内容と守秘義務の関係でございますが、地方公共団体と当該住民等との間において紛争が発生し、地方公共団体が権利、利益の保護を求めて当該住民と対等の地位において争い、訴訟を提起する場合の特殊な関係下において、訴訟提起に係る団体意思を決定するため、提案される議案の内容につきましては、地方公務員法上の守秘義務は適用されないということとして解釈されております。また、議決の内容は単に控訴状の提出について議決するというのみでなく、当該事件に関する取り扱い方針の内容、すなわち住所、氏名、事件名等について及ぶものであるということになってございます。

それと、前畑、宮本の滞納問題についてでございますが、この住宅が建設されましたのは、前畑が昭和40年から平成9年まで、これはA棟、B棟含んでの話です。宮本住宅が昭和41年から49年ということですが、滞納の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、当然長い経過の中で無断退去あるいは部屋に家財道具を残したまま長年留守の家庭、また所在不明の方、

いろいろおられるわけですけども、こういう方については当然不納欠損という処理がございます。

それと、法的な処理を今までやったことがあるんかということでございますが、宮本、前畑住宅に関しましては、現在のところ手続きした経緯はございません。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 先ほど御答弁申しました中で、法的な手続はないということで御答弁さしていただきましたが、いわゆる不法入居ということの中で、家賃の問題についても1件法的な措置をしたということで聞いております。済みません。御訂正をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 松本君。3回目です。

11番（松本雪美君） 市長さんは、自分が市長になってからは建てかえするという考え方を一本化したと、こういうふうにおっしゃいましたが、それはあってはならんことなんですよ。市長がかわるたびに住民への対応がころころ変わっては、そらもう住民は苦しめられる一方ですよ。平島市長のときには当時早川総務部長さんは、氏の松住宅については二重地番の問題などいろいろ整理するため作業も進めているということで、払い下げについてもこういう問題はあるけれども、準備をしているんだというふうな発言もされています。

それから、二重地番の問題や所有権移転のことが整理されてなかった、移転されていなかったという問題についても、当時は住民に知らされずにこれが伏せられていたという事実を住民が随分後で知らされたわけでしょう。そして、平成8年6月19日には、泉南市の建築課長、課長代理さんが3住宅の代表のところに来られて、初めて二重地番が整理されていたということを知られたというのですよね。

それから、1カ月後には市長と市の幹部の職員さんたちがまた住民の代表さんのところに行って、二重地番が解決していたということも正式に報告され、謝罪された。そういう事実もありましたでしょう。その後、6月の議会では、3人の議員さんがこの問題を取り上げて、とっくに払い下げに

支障になっていた問題が解決されていたということも明らかにされているではありませんか。

そういうことがあるにもかかわらず、市長はそれを認めないで、自分が建てかえをするんだと決めたことを強行することが一番正しいかのように、もうその主張を曲げないという、その市長の姿勢こそ本当に横暴きわまるものでありますよ。住民の皆さんにとっては、市長がかわるたびに自分たちの思いがどんどん、どんどんかき消されていくというようなこと、これはもう何度言っても言い足りないくらい怒りでいっぱいだと思うんですね。

その辺についてもこういう現実的にこんな問題があったということに対して、市長はなぜ自分が建てかえないという、そういう強硬な姿勢をとられたのか。一体住民の皆さんの意思をなぜ取り上げることができなかったという確たる思いが思いというのか、やらないという決定された問題とかがあるんですか。その辺はさっぱりわからないわけですよ。払い下げをするということで進んでいたものが、向井市長になってやらないということで、これがそういうふうな形でどんどん変わっていくというやり方は困りますよね。

ちょっとその辺のところを聞かしてほしいのと、それから市営住宅を建てるというマスタープラン、計画がありましたけれども、あくまでもあのマスタープランも日程が決められておって、あれは12年までにですか、何か計画を進めて完成するという動きになってたと思うんですね。それはもう住宅の皆さんたちもそれを見られてびっくりされて、自分たちの住んでいるところがある日突然ビルになる、そういうことを知らされて、これはえらいことやと思ったと思うんですよ。

財政の問題でいえば、毎年毎年少しずつ進んでいくんだから、財政的にはどのぐらいの影響があるんかと聞いても、それは答えてもらえませんでしたけれども、実際3住宅にかかってくるこの建てかえをしたときの費用はどのぐらいの額を見ておられるんでしょうかね。一般的に大きく、大まかに答えていただいたらいいですわ。私たちは家1軒建てるんだったら2,000万あったらいいかなとか、今やったらミニ開発の住宅を1,900万で売り出してるなとか、そういう数字はわかり

ますけれども、市が考えたマスタープランでの財政ですね。どの程度要って、市の負担はどのくらいになるのか。大まかにそれは一遍答えていただきたいなと思うんですよ。

もう3回目で、もっといっばいしたいことあるんですけど、とりあえずほかの方も質問あるでしょうし、こういう問題をしっかりと市長は住民の皆さんの家賃を、支払いを請求するというところで今度の提案をされたことの原因ですね。その原因は、こうした住民の皆さんの思いを全くかき消してこれをやるということは、ぐあいの悪いことだと思いますよ。だから、皆さんが納得できるような解決をすれば、家賃だってこういう請求をしなくても済むことですわ。こんな提案をしなくても、ちゃんと話し合えれば住民の皆さんは家賃を払うと言うてるわけですからね。言っていないじゃないでしょう。ちゃんと家賃を払いますと言ってるんですよ。そのことがかなえられれば、家賃は取れるわけですよ。こんな請求しなくても家賃は取れるわけですよ。納めてもらえるわけですよ。こんなむちゃくちゃなやり方をするというようなことでは困りますので、その辺についてお答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が引き継いだ時点では建てかえの方針が市の方針でございました。私になって変わったということではございません。

それと、松本議員、最初の入居者の皆さんと何回かお話ししたときのことを直接お聞きになっておられないんでわかりにならないかというふうに思いますが、あのお話し合いの最終的な話は、払い下げでも建てかえでもどちらでもいいと。とにかくはっきりと返事をしてくれと、こういうことだったんですよ、いつ幾日までというのがね。たしかあれは年内だったというふうに思います。そういうことで、最終的に私の方から言われた期限内に回答をさせていただいたわけでございます。そういうことなんですよ。

ですから、最初ちょっとわかりにくかったかというふうに思いますけれども、もちろん払い下げを望んでおられましたけれども、建てかえか、あるいは払い下げかということについては、要す

るにもうどっちでもええからとにかく年内に返事をしてくれと、こういうことだったんです。で、私の方で前任者も含めて、経過も含めて、やっぱり市営住宅というのは建てかえて、できるだけ早く多くの方に入っていただくということの方が、それが本来の公営住宅のあり方ということで回答をさせていただいたところでございますので、何も横暴とかそういうことではございませんので、御理解を賜りたいというふうに思っております。議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。

21番（真砂 満君） この上程されている案件だけを見ますと、家賃の支払いがないから支払いを求めて訴訟をする。至って単純でありますから、何ら問題はないかというふうに思います。

ただ、この間も私も含めて数多くの議員の皆さんが議論をしまっています。この種の問題ですから、同じ質疑というのは何回もしたくはないんですが、この訴訟に関しても含めて避けては通れないということがありますから、あえて繰り返してさしていただきたいというふうに思います。

今、向井市長の答弁を聞いていまして、家賃というものは未来永劫続くもんじゃない。まさにそのとおりだというふうに思います。ただ、これまでの行政がしてきた住宅政策、前にも指摘をしましたけども、本当にどうだったのかということが問題なんですよ。おっしゃるように、1,500円だったというふうに思うんですが、建築当時から1,500円の家賃が平成9年9月まで続してきた、この事実をどう見るんですかね。そのことを抜きにしてどうだこうだということは言えない。その背景には、やはり住民さんとの約束事の中に払い下げをしますという約束があったという事実ですよ。

それと、それに基づいて行政が払い下げに向けた行政事務を執行してきているという事実なんです。確かに経過から言いますと、首長がかわれば政策は当然変わるわけですから、払い下げをするという約束をも変更はできるというふうに十分考えておりますし、そのとおりだというふうに思います。

ただ、ここでは変更するならば、変更したことをきちっと約束をされた住民さんに対して十分に説明をする行政の責任が生じるわけなんです、

残念ながらそのことが行政が欠如していた、そこに原因があるというふうに思っています。それでいきなり住民さんの知らぬところで 議会の方は知らないということは言えませんが、マスタープランというものが出てきて、何でやねんという話になったというふうに思うわけでありませう。

そこで、今回のこの提起は家賃ということですから、家賃だけの議論にとどめなければいけないというふうに思うんですけども、どうしても家賃の問題だけでは済まないということがありますんで、若干リンクをするというふうに思うんで、その辺はひとつ容赦をしていただきたいんですが、できるだけ家賃の問題に限って質疑はさせていただきますと思いますが、平成9年9月、これはあくまで言われる暫定家賃ですよ。それを議会も含めて承知をしたわけなんですけど、その暫定家賃を決定した後、供託されるまでの間、行政として当該の3住宅の住民の皆さん方とどの程度の話合いをされて、暫定家賃並びに新公営住宅法に基づく家賃についての理解をどれだけ求められたのか。これをちょっと回数なり話し合いの内容なりお示しをしていただきたいというふうに思います。

その前に、言いましたように1,500円の家賃が建築当時から平成9年8月までやられてきてるわけですから、そこらについての考え方はですね。今言いましたように、市長が未来永劫というような言葉の中で一般的なお話をされましたが、泉南市の場合はそうじゃなかったんだということを指摘をいたしましたので、泉南市行政として住宅の担当としてどのような見解をお持ちだったのか、その辺もあわせて御答弁をいただきたいというふうに思います。

回数が3回が基本ということで限定されてますので、一遍に言いますが、住宅の払い下げにかかわっての家賃ということですから、過日ある議員さんの議会報告のような形で、泉南市の長岡住宅が払い下げをするというような記事が載っておりました。

そこで、私、総務文教常任委員長なんですけど、当該の委員会にはそういった報告も何らなくてびっくりしてるわけなんですけども、この長岡住宅についての、これは当然、市有財産という形なん

ですが、この市有財産の使用料といったもののはどのようにしてお示しをいただきたいのと、この払い下げの決定がこの7月には土地単価の決定をするということも書かれておまして、どのような形で考えられて決定をされるのか、あわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

これは、直接この家賃の問題とはかかわってないかというふうには思われませんが、関連性が非常に強いというふうに思いますし、片や払い下げをできなかったということで、使用料という形でされております。形式的には住宅という形は変わっておりませんので、本来的には整合性を持った家賃並びに使用料であってしかるべきだというふうに考えておりますが、そこらについてもどのように取り扱われておられるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、今、松本議員さんとの質疑の中でございましたけれども、いわゆる4項目の話ですよ。文書で要求があれば文書で回答すると。非公式云々も含めてゼロ回答だということはお示しをしておりますけれども、そこまでそういった話が仮にできてるとするならば、もっとそのことも踏まえて何で住民さんと話し合いができないのかですね。そこらについてももっと詳しくお示しをいただきたいなというふうに思いますし、その話し合いを拒否をされてるのかですね。もっと詰めた話し合いをされるようなことはなかったのか。

加えまして、代表質問でも話をさせていただきましたけれども、5月31日の日に、議案との関係がありまして、正副議長を中心として住民と行政が裁判を通じてけんかをするようなことはいかんと。もっとお互いが胸襟を開いて話し合いをすべきではないかということで議会が中に入るといって話し合いの場を持ったという経過があるわけなんですけど、どうも行政側の方が解決に向けた姿勢ではなくて、従来どおりの行政の姿勢ということを前面に出して話し合いすらできなかった、1回こっきりで終わってしまったという結果が出たというふうに思います。これは経過としてそのとおりだというふうに思うんですけど、私としては

代表質問の中でも言いましたように、非常に残念であります。

いずれにいたしましても、行政としてこの家賃の問題も含めて払い下げ、建てかえ云々の問題も含めて、住民さん側と本当に解決をしようとする姿勢があるのかどうかですね。本音の話を聞かしていただきたいというふうに思います。もう裁判でないと決着がつかないんだというふうにお考えなのか。いやいや、そんなことではないんだ。お互いに歩み寄ることによって、話し合いをすることによって解決する道がまだ探れるというふうに考えられておられるのか。そこらについての考え方をお示しをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本的な分、私の方からお答え申し上げます。

細かいのはまた担当の方からお答えするというふうに思いますが、家賃改定については長年そのままであったということなんですが、これは本市の場合、家賃は他の団地も含めてなんですが、非常に長い間改定されておらなかったというのは事実でございます。その他の公共料金、使用料も含めて、一度設定するとなかなか改定されておらなかったというのが実態かというふうに思います。

やはりこういうものは基本的にはある一定年度ごとに、上げるとか上げないは別にして、時代に合うのかも含めてチェックをしていくべきであったというふうには思っております。

ただ、余りにも長きにわたったということもあり、また当時の社会情勢あるいは貨幣価値も含めて非常に安価であったというのも事実だというふうに思いますので、それを是正する意味で家賃改定を一斉にさせていただいたということがございます。その後、公営住宅法の改正があって、先ほど来から説明あったような一定の収入に応じたやり方、また耐用年数とかそれによった家賃設定というのが法律で定められたということがございますので、一時暫定家賃というのがありましたけれども、それから法家賃に変わったということがございます。

それと、先般の話し合いも含めて話し合う気があるのかということでございますけれども、私ども

は前から何とかいい方法がないのかということ、お互いの主張ばかりやっておっても、これは両端にくっついてるということもありまして、何とかいい方法、解決はないかなということで模索はいたしておりました。ただ、その過程において訴訟の提起というお話がございまして、非常に残念には思いましたけれども、現在のよう形に至っているということでございます。

5月31日、正副議長さんにもお立ち会いをいただいて場の設定をしていただきまして、これは3月議会の議案の関係もございまして、あくまでも家賃主体ということでございますので、改めて家賃のお支払いについて要請をしたわけでございますけれども、すべて解決すれば払うと、こういうお話でございました。

一方、補償の話も入居者の方々から出ました。それについて、具体的な額を示してくれと。それによって解決すれば何も裁判することないんだと、こういうお話もありましたけれども、話し合いについて私どもは何も拒否するものでもございません。

ただ、今一審がおりて二審に訴訟されているわけですね。それはあくまでも所有権移転登記の請求事件ということでございますから、それはあくまでも払い下げといいますが、そういう訴訟であるということなんですね。一方では、補償云々というのは建てかえの議論の中の話だということで、ちょっと方向が違ってしまうと。

したがって、原点に戻ってということであれば、訴訟の方はおろしていただきたいということをお願いをしたわけなんですけれども、訴訟をおろすと市の言いなりといいますが、そういうふうになる可能性があるということで、それはおろせない、こういうお話でございまして、残念ながら、特に家賃問題についてはそういうことでお支払いをいただけるという意味を確認できなかったということございましたので、非常に残念に思うんですけれども、先ほど言いましたように、訴訟をおろしていただいて、原点に戻ってということであれば、これはもう当然話し合いもささしていただいて、円満解決に向けて努力をするという考えはいささかも変わっておりません。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 長岡住宅につきまして御説明申し上げます。

この長岡住宅につきましては、昭和49年に市営住宅の払い下げということで決定をいたしまして、払い下げに向けて作業を進めておったということですが、土地の境界問題でいろいろ問題がございまして、現在まで土地の境界確定ができなかったということがございます。その土地の境界問題につきましては、我々の方もいろいろ努力しまして、この4月の24日に立ち会いをいたしまして土地の確定をやりました。

それから、長岡住宅につきましては5戸住宅があります。その5戸の分筆登記も全部でき上がっております。この住宅につきましては、一応普通財産ということで、普通財産の使用料ということで5軒のうち4軒が1,000円でございます。1軒が昭和60年に建てかえをしておりますので、その分につきましては、その当時の契約で2万900円という形で使用料をいただいております。地積更正、分筆登記まで終わりました、今現在、土地の鑑定価格をとっておるところでございます、それが出た時点でまた不動産評価審議会等に諮りまして土地の価格の決定を行って、売却に向けて進みたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 4項目の要求について、具体的に入居者と話ができなかったんかということですが、当然当時はやっぱり入居者も、今は控訴審もやってるんですけど、1つは払い下げをしてほしいというのは、もう圧倒的に強い考えでございました。その中で入居者の方は、もし建てかえるのであればこの4項目やという要求がございました、当然ね。

そういう状況の中で非常に私どもも、要するに建てかえであれば一応法的に補償補てんというのはございます。その範囲内というんですか、それよりも非常にかけ離れた要求と私はそのときは認識をいたしました。

そういうこともございましたので、当然後々のこともございますので、やはり正式に文書で要望

をしていただいて、私どもも要するに正式に文書で出すということで、これは後々のこともありますのでそういたしたいということで、入居者の方へも言っております。

当然そういうこともありましたので、やはり今現在でもなにが来てないので結果的には回答は出しておりませんが、やはり前段で申し上げたとおり、当時やっぱり入居者は払い下げをしていただきたいと強い要望の中で、そういう詳細の具体的なやりとりというんですか、話ではできなかったということでございます。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 私の方から、暫定家賃改定に伴いどの程度住民側と話し合ったかということの御質問だったと思います。それにつきまして御答弁申し上げます。

私とこの手持ちにある過去の経過概略しか答弁できませんけども、それにつきまして平成9年9月の供託までの家賃改正前ですね、それまでの話し合いについては8回程度、それと家賃改定後の回数につきましては、ここでわかる範囲で6回程度やっております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） たくさんしゃべってしまったんで、ちょっと私自身も整理できてなかったんで、自分は答弁をまだいただいてないかなと思ったんですけど、ひょっとしたら私の勘違いかわかりませんので、改めて言います。

1つは、1,500円で長年放置をしてきたということが背景にあると。これは払い下げという約束も1つの原因ということも指摘をしたんですが、そこらあたりについてどうなのか、お答えをいただきたい。

これはほかの議員さんもおっしゃってますし、現に今議員でおられる稲留さん自身が明らかにされてるんですが、払い下げをする、だから補修も行政がするのではなくて、住民の皆さん、あんたらやってくださいということでありましたし、現に住民さんがそのようにされておりますし、場合によれば建てかえた方もおられます。本来ですと市営住宅で建てかえること自身がおかしいわけで



すが、行政もそのことを容認をしてきたという経過があるわけですね。

この経過については、これはもうだれが何を言おうと無視もできませんし、行政が、いやそれはおかしいんだということであれば、この間そういった住宅に対して家賃をもらってきたこと自身問題が起こってくるというふうに私は思いますし、これは残念ながら行政としても認めざるを得ないのではないのかなというふうに思います。

それと、若干論点が変わるのかもわかりませんが、長岡住宅が今5軒のうち4軒が使用料1,000円だというふうにおっしゃられました。私はこれは非常に重要な問題だというふうに思うんです。私は、1,000円の使用料が安いということの問題にするつもりはないんです。要は、長岡住宅は築何年なんでしょうかね。相当耐用年数を過ぎた建物に対して賦課ができないということで、1,000円の使用料しかいただけない。これが相当な理由ではないのかなというふうに思います。

さすれば、現3住宅についてどうなのか。建築年度をとってみても、遜色がない建物であります。その建物に対して公営住宅法に基づくとはいえども、そういった家賃を賦課する。その辺の矛盾も感じ得るわけなんで、そこらについてはどうなのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、やっぱり行政がきちっとしていただきたいのは、本当に行政として 向井さんの時代じゃないですよ。向井さん、これは間違ってもらったら困るんですが、平島さんの時代に行政が建てかえという決定をするときに、どれほど住民さんに対してこれまでの経過を含めたことを認識をして、どう対応されたのか。ここが求められるというふうに思うんです。

これが何もなしで首長がかわれば何でも変えられるんだということであれば、そこに住む市民にとってこれほど不幸なことはない。首長がかわれば全部変わってくる。それも住民に一切知らされないということであれば、市民としたらほんとに不幸なんです。変えるのは結構だというふうに思います。ただ、変えるなら変えるなりきちっとした行政説明責任があるというふうに思うんで

すが、そこらについて今回まだ答弁をいただいております。そこらについてどう考えられるのか、どうしてきたのか、そのことについてどう感じているのかですね。市民をここまで引きずってきたことに対して、今の行政としてどう感じるのかですね。

すべてが今の現行政が悪いとは私は思いません。一番悪いのは、これまで住宅政策を今のような形でしてきたこと自身に問題があるというふうに思ってますから、ただ現市長を初めとして、今の市役所におられる方については、過去のいいことも悪いことも含めてその責任を果たしていかなければいけない使命を負ってるわけですから、そのことはつらいかわかりませんが、現市長を中心として明確にさせていただく必要があるのではないのかなというふうに思います。

それと、上林助役さんの答弁、よくわかるんですけどね。わかるんですけども、かけ離れた要求、こちらはゼロ回答だということはわかるんですけども、やはり正式な会議ではなかったんでしょう。事務折衝みたいな形だったというふうに思いますし、まさにそうだったというふうに思うんです。そのときにこそ本当に腹割って話さんと、どこで一体腹割って話しして協議するんですか。その場が非常に大事なんでしょう。どんな会議だってそうだと思いますわ。正式な会議の場の議論も当然必要でしょうけども、それへ行くまでの事務折衝的な話というのは非常に大事だというふうに思うんですが、その大事な席での会議がそのような形であれば、話なんてうまいこといかないんと違うのかなというふうに思います。

どこに原因があるかわかりませんよ。どっちに原因があるのかわかりませんが、そういった場というのは大事にしないといけないというふうに思うんですが、そのあたりについてはどうなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） もともとこの住宅も含めて浅羽市長時代、予算計上したという、理由はちょっと別の理由があったんですけども、しかしそういうのは事実だというふうに思います。

ただ、その中で3団地だけ残ったというか、残

されたといいますが、というのはやはり当時としては二重地番とかいうのはこれは実務の話ですから別に、まず公営住宅として廃止が妥当かどうかという議論だったというふうに思うんですね。ですから、公文書かどうかという議論のあったものも含めて、現地調査の結果見ますと、結果としてはあのとおりといいますが、妥当な結果になっているわけですね。その間にまた通達が出たということで、3大都市圏ということで原則払い下げはだめよということになったという経緯があったというふうに思います。それがずっと今日まで来ているということでございます。

前市長のときに一度だけお話し合いがあって、私も当時事業部長だったと思いますが、出るということで出ましたけれども、そのときにはもう払い下げは難しいという話をしております。ただ、そのときに来られた方々からは、強い払い下げ要望もあったというのも事実でございます。そのときには、今後お互いに何人かずつで話し合いといいますが、それをやっといこうということになったというふうに思っております。私、記録もっております。

ただ、それが1回も履行されてなかったということで、前にもそのお話あったときにも、入居者の皆さんに申し上げたんですが、そのしようねということになってされてなかったというのは、お互いに、行政側も積極的でなかった、入居者側もその後のフォローがそういう形になっていなかったということで、お互いに責任があるといえはありますねという話はさせていただきました。

それらを受けて私になったわけでございますが、先ほども言いましたように、本当に古い歴史のある話でございますから、ありとあらゆる資料、時間もかかりましたけれども、あるいは断片的に出て来るといおしかりもいただきましたけれども、出たものはすぐに出すという形でやらしていただいて、最終的にはもう2つ、どちらでもいいから早く結論を出してくれと。じゃ、それによって我々もまた考えるからということがあったわけで、それによって私としては一定の結論、それは今法的といいますが、通達の範囲内も含めて非常に厳しい状況であるわけですから、それはできない

ことをできるというわけにもまいりませんので、そういう形で回答をさせていただいたわけでございます。

その後は、しかし隘路を見つけようということで話し合いは何度かさせていただきました。しかし、残念ながらそこには到達できなかったと。どちらでもいいから結論を出してくれと言われても、しかし入居者の皆さんはあくまでも払い下げと、その域を出なかったということが解決できなかったというか、今日まで続いているということでございます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の4項目についての御質問でございますが、会議をやった日は、これはもう私は正式な会議やと思っております。

まず、その会議の案件は、マスタープランを説明するというこの目的の会議でございます、たしか入居者の代表者も数名がありまして、市側も私以下担当部長、担当課長、担当係長、多分その範囲で出席してもらって、これは私は正式な会議だと思っております。

ただ、その席上では今言うた回答はいたしておりません。先ほども言いましたとおり、入居者の代表者である方から、もし建てかえがあるのであれば、これは個人的な見解ですけどもということをつけ加えて、一応4項目的なもんやということ、事実そのときにはありました。そのときに私も回答は出しておりません。先ほど言うたゼロ回答とか、その後入居者の代表者から、これは個人的な見解じゃなしに、やはり入居者の総意の要求やと。これは会議の席上ではございません。たしか入居者の代表者から、要するに担当課の方へそのような話がありまして、それじゃ私も後々のこともありますので、当然正式な文書でいただいて、正式な回答を出したいと。そのときにはやっぱり口頭ではゼロ回答ですよということをやっています。

それは当然はっきりした会議の席上じゃございませんのでね。正式な会議の席上では、そのようなゼロ回答とか文書でいただきたいとか、文書で回答をするというようなことは出ておりませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 長岡住宅の使用料の1,000円の件でございますが、これは市営住宅当時から1,000円ということで、そのままずっと続けております。その中で1軒だけ昭和60年に建てかえをやっておりますので、その分だけ上げております。

この1,000円でございますが、確かに値上げという話もあったんですけども、既に払い下げということで決定をいたしてございまして、この時点で使用料値上げということになれば、やはり居住者の方々の感情的な問題もございまして、1,000円ということで今まで据え置きをやっておったということでございます。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 僕の質問の仕方が悪いんですか、1回目から2回目、同じことを言ってるつもりなんですけど、1つは、首長がかわって政策転換をしたときの住民説明、この辺が非常に大事だということで何回も、1回目も2回目も言うてるんですけど、この辺ほんとにやられたのかですね。その理解がないからこそこの問題というのはやっぱり起こってきてるんですよ。ね、市長。私はそう思いますよ。それとあわせてこれまで、マスタープランを設定するまでの行政の住宅政策のあり方、ここに私は問題があったんだというふうに思うんです。

その背景には、やっぱり払い下げの約束をされたという経過なり、そういう修繕のことに対しても、市民の皆さんやっってくださいよというような話があって、行政もそのように進められてきたということだったというふうに思うんです。その現実というか、過去の経過ということをまず踏まえながら物事というのは考えていかないと、例えば今回のように家賃だけ考えれば、ほんとに今行政が言うとおりにんですよ。もうまさにそのとおりです。決められた家賃を払っていただかないと困りますから、これは6万5,000人の市民にとって見ても、だれから見ても家賃は払ってくださいよと。当然なことなんです。

ただ、残念なことながらこれは経過があるわけですね。行政は住民の皆さん方の話し合いの中でも、リンクはしないとおっしゃってます。住民はリンクするというふうにおっしゃってるんですが、私から見ても、どうしてもリンクせざるを得ないわけです。というのは、これは整理しなければいけないのは、さきにも言いましたように、今まで行ってきた行政の整理がされんままに今日に至ってるわけですから、僕も1回目、2回目、今質問しましたけども、そのことに対してでも答えていただけないんですよ。その整理がされてないからこんなことが起こってくるというふうに思うんです。

ですから、ここで絶対答弁をいただきたいのは、首長がかわったときに、大分前に市長には聞きましたけどね。首長がかわって政策転換したときに、市民への説明をどうするんだということの答弁はいただきましたけども、ここでやっぱりもう一度改めて基本的なスタイルと、泉南市としてやってきた事実ですね。ここを明確にしていきたいんです。以前には市長の基本的な考え、首長がかわったときの考え方というのは答弁いただいております。今、私が求めているのは、泉南市としてやってきた事実です。そのことを聞いているんですけど、1回目も2回目も質問してもらいましたけど、答えていただけないんです。改めてきちっと答えていただきたいというふうに思います。

それと、これは当然その答えいかににもよるんですけども、従前のそういった経過があれば、公営住宅法が仮に収入をベースとして賦課をするようになったんですけども、過去の経過としてこういうような払い下げなりそういった行政事務が執行してきた案件について、法律が変わったとしても、仮に変わったとして、新しい住宅家賃として賦課されても、特例措置というのは僕はあってしかるべきだというふうに思うんです。そこなんですよね。

ですから、今回の代表質問の中でも、私は首長の姿勢として行政の長ですか、政治家ですかというようなことの聞き方もさせていただきました。向井市長は、あくまで行政の長であって政治家であるというようなお答えでありましたけれども、

私はほんとうに向井さんが男になってもらえるならば、一審でああいった判決が出た後にでも、ここは払い下げをするというような政治的な判断をぜひともしていただきたいかったというのが本当の私の思いなんです、そのことはかなわなかったわけでございます。

ただ、そういったチャンスというのは、今後も局面としてはあるというふうに思っております。その辺、改めて市長として、これまでも十分にいろいろ考えられてきたというふうに思います。平島市長の引き継ぎを受けたという事実もあるうかというふうに思うんですが、もう一個前に戻っていただいて、泉南市が長い間住宅政策として住民を巻き込んで引きずってきた、このことについて重きを置いていただいたら判断というのは変わるのではないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 政策転換をする場合の説明ということでございますけども、私の場合は、前市長のときからこれに直接携わってたわけではございません。最後の方は携わりましたが、その話し合いの過程からいきますと、市の姿勢というのは建てかえであったというふうに思っております。そして、マスタープランでございますから、ですからその延長線上で国の施策として公営住宅のあり方を考える1つのマスタープランづくりというのが全国的にできてきたわけでございます。

マスタープランというのは、全体の、どうあるべきかということを示すということでございますから、当然それをやって成果ができたという中で説明をしていくという、我々はそういう考えをしておったわけですが、入居者の皆さんはもうその前にというのが主張でございましたんで、その辺に若干の考え方の違いはあったかというように思いますが、通常我々行政施策を推進する場合に、一定の自分の考えを持っておらないと何もできませんので、で、いかがでしょうかという話に持っていくということでございますから、それをやろうとしてたところに皆さん方から御指摘があったということでございますので、ちょっと我々も戸

惑ったというのがありますけれども、そういう考えで、決してそれをおろそかにするとか、そういう気持ちではございませんでした。

それと、払い下げか建てかえかというのは、先ほども申しあげましたように、どちらでもいいから結論を出してくれと言ったときに、私は一定の決着をしたというふうに考えております。それはなぜかといいますと、それまでは代表者の方とお話をしておりまして、代表者の方にその結論を申し上げたところ、代表者の方々は、我々ではこれは荷が重過ぎる、全員に説明をしてくれということで、改めて約100人ぐらいでしたかね、水道庁舎の3階で説明をさせていただきました。

ですから、それはそれで方針としては建てかえという方針で決着したというふうに私は思っております。ただ、それは建てかえについてのいろいろな条件はあるだろうなというのは思っておりましたけども、しかしその後も入居者の皆さんは払い下げをずっと主張をされておられるということでございます。

したがって、この問題については、先ほども話し合いという話もございましたけども、建てかえでもいいという話があるじゃないかという話もありますけれども、それはきっちりと入居者の皆さんもそういう方向転換をするんだということを明言していただかないと、なかなかそれに対して具体の中身に入りにくいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 皆さんにちょっとお聞きしますが、この議案に関して質問ある方、恐れ入ります挙手を願いたいと思います。（挙手する者あり）

現在、議案第13号に対する質疑の途中であり、本日の日程は全部終了に至っておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明3日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明3日午前10時から本会議を継続開議することに

決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時2分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄